

田面田底慣行の法的性格

—概念的な分析を中心として—

はじめに

第一節 田面主と田面売買

1 田面田での佃戸耕作

2 田主と土地売買

3 田面主・田底主

第二節 田主による正当性付与

1 「頂与」の類型

2 高額押租との関係

3 土地典売との関係

「補論」「典租」の類型

第三節 佃戸による正当性主張

田面田底慣行の法的性格

寺 田 浩 明

- 1 奪佃時の佃戸主張
- 2 佃戸による開墾
- 3 佃戸間での展開

おわりに

はじめに

明末清初（一七世紀）から中華民国初年にかけての土地法慣行を研究してゆく時、特徴的に我々の目に留るのは、時に「一田両主」とも呼ばれる、一地上に「田面・田底」なる語に代表される二つの権利が並存する状態である。⁽¹⁾ 例えば中華民国初期になされた慣行調査では、それは次の様に紹介されている。

佃戸租田の方法には、尚お一特殊例がある。即ち佃戸租田にあたり田面田底の分のある場合である。田底とは地主所有の土地権であり、田面とは佃戸の耕種権である。……地主は任意に田底を買賣することができ、佃戸も亦田面を買賣することができる。若し某農が租田耕種を欲するなら、まず須らく該田を耕種している佃戸と田面佃を商量せねばならない。若し已に商定すれば、然る後さらに業主の処に赴き承攬拠を出立して耕種をする。若し該田「佃か」戸がその田面を人に譲るを願わざれば、某農は業主の許可を得ると雖ども亦用いる所はない。惟だ、若し原佃戸が租を拖して交さず、其の租価が已に田面の価を超過した時には、地主は田面を收回することができ、そうすれば該佃戸は結果として耕種できなくなる。

本稿は、少なくとも宋代以来一田一主を基調としてきた伝統中国土地法の展開の最末期に現われるこうした特殊な

慣行、とりわけそこに現われた佃戸耕作をめぐる新たな権利のあり方を、当代土地法慣行全体の論理の中に概念的に位置づけ、また逆にそのことにより当代土地法慣行全体の性格を幾らかでも明らかにすることを目的とする。当然一口に田面田底慣行と言つても、その社会経済的背景や機能において地域的時期的差異を持たぬはずもなく、とりわけその慣行の発生時期の判定、地域的分布や盛衰の量的測定はそれ自体大きな論点をなす。しかし法的な性格を類型的に明らかにするという本稿の性格上、地域的時期的差異については当面捨象し、とりあえず、明末から民国初、中国全土の事例を一体のものとして取り扱かい、またその史料に関しても、従来既に先学の労により学界にもたらされたものを読み直すことに力点を置く。⁽⁴⁾ 最初にその点を記し、諸先学に対して深く感謝を示したい。

さて田面田底慣行の法的性格という視点で我国における研究史を振り返って見る時、仁井田陸氏によつてなされた次の如き説明が古典的な位置を占めると解することに、大きな異論はないであろう。⁽⁵⁾

この一田両主にあつては、一つの土地そのものを上下二層に分つて、その分たれた上地（田皮田面などという）と底地（田根田骨などという）とを、それぞれ異なつたものによつて所有される慣習上の権利関係を示したものであり、上地の上の権利も底地の上の権利と並んで永続する一個独立の物権的権利であつた。底地所有者は、土地の使用収益権者たる上地所有者から、毎年、租（所定の利得）を徴収すべき権利を有してはいたが、租の滞納は一般に解約原因とはならなかつた。また上地底地の権利者が、それぞれの土地を处分するについては、何ら互いに他を牽制し、また他より牽制されるところのないのが通例であつた。すなわち上地の譲渡賃貸といえども、任意にこれを行なうことができ、底地所有者の同意は、譲渡賃貸の要件ではなかつた。そして上地底地の各所有者の異同もまた、何ら他の一方の所有者の権益に消長を來すことがなかつた。

この説明は、それ以前の慣行調査者の知見や、歴史的な諸史料が、田面田底各権に帰属させる属性を手際よく整理したものとして広く受け容れられ、またその後の研究史も、概ねこうした仁井田氏の説明を理論的な前提とした上で、或いはより広い時代、地域に史料探索の手を伸し事例の拡充を図り、或いは田面田底慣行の社会経済的背景、田主佃戸関係の中で果した階級的機能を解明するという方向に力点を置いて進展してきた様に見うけらる。⁽⁷⁾

かかるに近年、そうした個別研究の深化を背景に、藤井宏氏、草野靖氏らによつて、相次いで仁井田氏の理論的な説明自体に対する再検討の動きが起つてきた。⁽⁸⁾ まず藤井宏氏は、田面主佃戸欠租時の帰結を分析し、欠租額が積算して田面価を越えた場合には、ほとんどの場合、ほぼ無条件で田面は田底主田主に没収されている事實を明らかにされ、仁井田氏の「租の滞納は一般に解約原因とはならなかつた」という規定を批判された。それは問題自体としては、仁井田氏が田面に与えた一属性の部分的修正にも止まりうるが、しかし藤井氏が現に試みられている様に、それを説明するに、田面とは耕作の権利と納租の義務が一体となつたものであり、義務を果さねば権利が失なわれるのには当然であり、むしろ規定としては「租の滞納は一般に解約原因となつた」と為すべきだ⁽¹⁰⁾という形で論理を展開してゆけば、問題は仁井田説全体の性格に及ぼざるを得ない。⁽¹¹⁾ (藤井氏の議論は未だ行論の途上にあり、全体像は明らかではないが、氏はなお田面田底慣行を「分割所有権」という形で整序してゆく方向を目指されており、最終的に如何なる田面像、所有権像が描かれるのか興味深く思われる)。

そして草野靖氏は、田面形成の局面に目を向けることにより、仁井田氏とは全く別種の田面像を提示された。誤解を恐れず大胆に要約すれば、氏は從来あげられてきた田面形成の原因を、田主による分与、佃戸による開墾の二つに整理され、より根源的な形は後者にあるとし、そこで田面主佃戸の権利は何かという問題を、開墾により佃戸が得る

権利は何か、という形に置き替えて解こうとなされた⁽¹³⁾。氏によれば、開墾により佃戸が即座に取得する権利は、開墾の為に費消した労力資財（開墾工本）の償還を田主に求める権利（工本償還請求権）、及びそれが償還されるまで佃戸耕作を続け、自ら墾熟した土地の利益を享受する権利（租田増益收取権）の二つとされ、田面主の権利内容はこの二つの権利、及びそれから派生する権利の束として理解される⁽¹⁴⁾。その結果として、田面田底慣行全体は、普通一般の田主佃戸関係（租佃関係）に付加的に、開墾工本をめぐる関係（底面分管関係）が存する状態と理解されることとなり、それは工本が未だ償還されぬ限りで続く関係という点で仁井田氏の分割所有的な田面田底論と結論においても大きく離れる⁽¹⁵⁾ことになる。

このように藤井氏草野氏それぞれの試みられる理論構成の内容は、それ自身の間でも大きく異なっており、それゆえ両氏の間で近十年来、激しい論争が続けられもして⁽¹⁶⁾きた。しかし振り返って両氏がなぜそうした試みを始められたのかという点に着目するならば、そこには大きな共通した問題状況が認められ、しかもそれは仁井田氏のなした説明の欠如部分に対応することが氣付かれる。問題はより根源的な草野説と仁井田説との対比の中で見た方が分り易い。

即ち、右の簡単な紹介からでも分る通り、草野説と仁井田説とは、結論以前にそもそも問題の立て方が異なっているのである。草野氏にあっては、問題は終始、従前の田主佃戸関係の中から如何にして田面主佃戸の権利は生み出され、また何に支えられて存続するか、という形で立てられ、その要請のもと、佃戸開墾によつても田面は出現するという事実、及び開墾佃戸の退佃時に、一般的に見られる工本償還慣行が注目され、その結果佃戸が田主に対して持つ工本償還請求権、そしてそれが償還されぬ限りにおいて田主に対抗して存続する佃戸耕作という構成が、田面田底関係の中核的構造として導かれる。それに対し、仁井田氏の説明は、基本的に既に田面田底慣行が安定して存在し、売買

所有の表象でとらえられている状態を対象に、その時の田面主佃主の権利内容を記述するという形で組み立てられている。当然田面主の権利の性格、田面形成の原因について言及はあるが、「土地そのもの」の上下二分との売買所有という表現に典型的な如く、基本的にそれは田面なる実体とその売買所有、及びその取得の原因という形で常識的に処理されるに止まり、それ以上の解明はなされない。⁽¹⁸⁾ というより平穏に売買所有されている局面を対象とする限り、事実当時の人々が既にそう表象していたのであり、それ以上の分析の必要も起らないのである。その意味で、草野氏が、およそ田面田底慣行の先行しない所で、一田一主の田主の下、佃戸が開墾といった行為を為すことにより自生的に田面田底関係が形成される局面を主要な理論構成のフィールドとされたことは象徴的である。例えばそこににおける状態を仁井田氏の説明だけで推してゆこうとすれば、「田面というものが無い所でどうやってそれを取得し所有するのか」という素朴な疑問は避け難い。勿論順次述べる様に、問題は田面なる語の存否に有るのではなく、田面主佃戸の権利存立の仕組みの未解明にある。仁井田説は田面所有なる状態を、実体的な印象に紛れて正面から論じなかつた為に、自生的形成を論じようとする局面では余り役に立たないのである。田面形成過程を論理的に再構成しようとすると⁽¹⁹⁾、草野氏の前に現われたのは、そうした従来の説明の欠如部分であり、それに対処すべく氏は右の如き説明を編み出された。結論の当否とは別にその試みの持つ学説史的意義は非常に大きなものと言わざるをえない。

そしてその視点で見れば、藤井氏の理論構成の努力もまさにこの仁井田説の欠如部分に対応する所でなされていることは容易に見てとれよう。田面主欠租時の処理問題が、藤井氏にあって大きな問題として取り上げられざるを得ないのも、その背後に田面主佃戸の権利は何に支えられて存立するのかという問題が意識されざるをえないからであり、またその他の佃権と田面との区別をしようとするれば当然そこで「分割所有権」とは何かについて自覚的な説明を

試みざるをえない。⁽²⁰⁾ 最終的にめざす結論が何であれ、田面田底関係の形成と終了について統一的な説明を与えるようとすれば、田面主佃戸の権利としての基礎づけを問い合わせざるを得ず、草野説も藤井説もそれへ向けての理論構成の努力という点で共通する。

田面田底慣行の法的性格を論じようとする時、我々の前には、このような問題状況とその克服の為になされている二つの試みが存在する。しかし、未完の藤井説については暫らく措き、草野説について見るならば、我々はその立論の前提自体に対して大きな疑問を抱かざるをえない。即ち、草野氏は、佃戸開墾時の状況に着目されるが、田面形成の原因を開墾に求める史料がある（事実それは少なからず存在する）ということと、凡そ一般的に佃戸開墾により佃戸側に発生する権利が「田面」であると定義して立論することとの間には論理的な乖離があるのではないか、という疑問がそれである。⁽²¹⁾ 少なくとも史料を文字通り読む限り、開墾により田面が出来ることもあるし、出来ないこともあります、というのが平静な事実であり、当然共通する側面を論理的に抽出することは可能でも、そのことにより両者の概念的区别が解消しうる訳ではない。即ち草野氏の説明は佃戸開墾時の一つの展開に関する説明（そして後に見る通り、そうしたものとして見るならば、概ね首肯すべき説明）ではあっても、そのままで田面自体の説明とは相被わないるのである。田面田底慣行の形成を論ずる為にすら、別の所で田面田底自体について概念的検討のなされることが必要であり、そしてその為には、田面所有とは何事か、という問題をそれ 자체として改めて問い合わせてゆくより他に道はないようと思われる。

そこで我々はまず最初に、素朴な様でも、田面田底慣行が安定して存する状態を対象に、そこにリアルに存するのは如何なる関係であり、またそれが、従前の田主、土地売買同様に、例えば田面主とその行なう田面売買と概念され

る時、そこに注目されたのは如何なる構造的な共通性なのか、という問題を考えることから始めることにしようと思う（第一節）。そしてその上で、その状態がどこからもたらされるのか、という関心を念頭に置きながら、その類型的な位置づけを一つの方向から検討し（第二、三節）、最後に簡単に田面慣行形成の問題について理論的な見通しを述べてみたいことにしたい。

1 両権の呼称としては、この他に田皮田骨、田根田面、小租大租、小買大買、税田苗田など様々な用語が用いられ、又両権いすれに田面の語を配当するかも必ずしも一定しない。しかし本稿では便宜的に、取租納糧者側を田底主、耕作納租者側を田面主と称し議論を進める。また、そうした対概念を作らず、佃戸側にのみ「頂首」「糞質」等の用語ある場合の中にも同様の権利関係を示す事例は存し、逆に田面田底なる用語ある場合の中にも本来それと区別されるべき事例も存在する（後述）。しかし当面便宜に従い、正確な定義は第一節末尾で行なう。

2 馮和法編『中国農村經濟資料』（一九三三），一〇六頁。

3 とは言つても、田面田底慣行を対象とする以上、議論は自ずから租佃經營が行なわれる民間農地に限られる。当代の土地制度の全体については、とりあえず、臨時台灣旧慣調查会編『清國行政法』を参照。

4 本稿が最も主要に依拠したのは、右の『中國農村經濟資料』、同『統編』（一九三五）及び中華民国司法行政部編『民商事習慣調査報告録』（一九三〇、以下『民商事』と略称）の三書である。いずれも中華民国初年の旧慣調査に基づくものゆえ、時に近代的な法概念（例えば、所有權）が不用意に用いられてもいるが、前代の史料と対比しつつ利用すれば、その近代的用語の用い方まで含めて、伝統的な土地慣習法の考え方を示すものとして用いることは十分に可能と考えられる。

因みに言えば、少なくとも伝統中國土地法の固有の表現として、土地所有、いわんや土地所有權という用語を一般には見ない。「所有」という語 자체を見ることがあるが、それは現代口語同様、「すべての」という意味であることが多い。ただその代

り、田主業主或いはその土地売買という表現は当然に存在し、また振り返って見れば、民国時代、一応近代的法概念の導入後、慣行調査者達によつて用いられる「所有」や「所有權」の語も、近代的な含意よりは、むしろこの伝統中国土地法におけるこうした「主」の構成の単純な言い替えであることが多い。その意味では、明清時代の「田面主」なる表現も、民国初年の「田面所有權」なる表現も、我々には等しく分析の対象となる。第一節二項参照。

5

当然田面田底慣行については、中国においても精力的な研究が進められている。古典的なものとして、傅衣凌『明清農村社會經濟』（一九六一）『福建佃農經濟叢考』一九四四の改稿）、最近の動向を示すものとして、韓恒煜「試論清代前期佃農永佃權的由來及其性質」『清史論叢』第一輯、一九七九。劉永清「清代前期的農業租佃關係」『同上』第二輯、一九八〇。また台湾における慣行に関しては、戴炎輝『清代台灣之鄉治』（一九七九）。それぞれから恩恵を受けた。記して感謝する。しかし最後の戴氏のものは別として、前三者については、研究の力点は、その社会経済的背景、機能の解明におかれため、本稿の問題意識とは必ずしも重なり合わない。

6

仁井田陞「明清時代の一田兩主慣習とその成立」、同『中國法制史研究・土地法取引法』（一九六〇）一六六頁。初出は、一九四六年（『支那近世の一田兩主慣習と其の成立』『法学協会雑誌』第六四卷、三・四号）。傍点は引用者、以下同じ。

7 田面田底慣行に言及した論文は枚挙にいとまが無いが、それを主題として扱かれたものから代表的な幾つかを示せば、清水泰次「明代福建の農家經濟——特に一田三主の慣行について」『史學雜誌』六三編七号、一九五四。片岡芝子「福建の一田兩主制について」『歴史学研究』二九四号、一九六四。前田勝太郎「清代の廣東における農民斗争の基盤」『東洋學報』五七卷四号、一九六九。その他の、当代の農村社会、田主佃戸関係の分析の一環としてそれを扱った諸論文については、森正夫「明清時代の土地制度」『岩波講座世界歴史』12、一九七一、参照。

8 藤井宏氏の田面田底慣行に関する論文としては、A 「中國に於ける「耕作権の確立」期をめぐる諸問題——狂暴な學問彈圧に対する不屈の抗争記録——」自家油印、一九七一、B 「崇明島の一田兩主制——その起原を中心として——」『東方学』四

九輯、一九七五、C 「一田両主制の基本構造」(+)『近代中国』第五卷、一九七九（以下連載中、未完）、D 「輟耕錄『糾怨結姻』説話の新研究——『転質』の解釈を中心として——」『東方学』五九輯、一九八〇、がある。

草野靖氏の田面田底慣行に関する論文としては、A 「宋元時代の水利田開発と一田両主慣行の萌芽」『東洋学報』五三巻一・二号、一九七〇、B 「宋代の剝田」『史評』一一号、一九七〇、C 「南宋文献に見える田骨・田根・田祖・田底」『法文論叢』（熊本大学）二八号、一九七一、D 「旧中国的田面慣行——田面の物質的基盤と法的慣習的諸権利——」『法文論叢』三六号、一九七五、E 「旧中国的田面慣行——田面の転頂と佃戸の耕作権——」『東洋史研究』三四卷一号、一九七五、F 「田面慣行の成立」『法文論叢』三九号、一九七七、G 「旧中国的押租慣行」『社会経済史学』四三卷三号、一九七七、H 「明末清初期における田面の変質——長江下流域沙田地帯の場合——」『法文論叢』四一号、一九七八、I 「明末清初期における田面の変質——閩・江・広三省交界山田地帯の場合——」『文学部論叢』（熊本大学文学会）第一号史学篇、一九八〇、J 「明末清初期における田面の変質——漳州府界を中心に——」『文学部論叢』第五号史学篇、一九八一、がある。

右のリストからも分る様に、両氏の論考は量的にも今や膨大なものとなつておらず、しかも田面田底慣行の始期を画定するという目的に従つて、多くは田面田底慣行と否との境界的事例の史料解釈とからんで論旨が展開されている。それを離れて單純に両氏の所説の理論構成の側面のみを抜き出して要約紹介することは躊躇いを感じざるを得ないが、両説が仁井田説に対して占める位置関係を示すという限られた視点の限りで、藤井氏についてはA C、草野氏についてはD Eを主に参考にして要約を示させていただく。個々の境界的史料の解釈の問題、それを通じて両氏の展開する田面田底慣行の歴史的位置づけの問題についても、より個別的な形で、本稿とは別に改めて考察しなければならない責を感じている。

9 例えは藤井A 五二頁、C (+)一四四頁、C (+)一一六頁他。

10 藤井C (+)一一六頁他。ただこの論旨は、藤井A より、藤井C においてより強調されており、またそれに対応して藤井A ではしばしば用いられた、「租滯納の許容額、又は許容期間」（五一頁）という表現がC では基本的に用いられなくなっている。第

一節参照。

11 藤井氏自身は、仁井田氏の「底地所有者は、土地の使用収益権者たる上地所有者から、毎年、租（所定の利得）を徴収すべき権利を有していた」という文章を引き、仁井田氏においても藤井氏同様「上地（＝田面）の権利は必然的に納租の義務と一体をなすものであることが明確に認識されて居」たと主張されている（藤井C（一）一六頁）。しかし後述の通り、田底主が収租権を持つことと、田面権が納租義務と一体であると構成することとの間には論理的乖離があり、その意味で、それは藤井氏が独自に主張し、又独自に責任を持って展開すべき論理構成と考えた方が適当であろう。

12 例えは藤井C（一）九七頁以下各所。

13 草野D六二頁以下。

14 その内容については、草野D六三～六八頁。

15 草野D六八頁以下、草野E六八頁以下。

16 勿論、草野氏とて本稿冒頭に引いたが如き史料の存在を否定される訳ではない。ただ氏は、それを逆に上記論理に基づく展開（当該地位の佃戸間での移転、「頂価の高騰」、田主による工本錢償還の現実的困難）の結果生まれた「所有の意識」の問題として処理しようとなれる（草野E六〇頁）。

17 注8に記した如く、この論争 자체は具体的には、元代の史料『南村輶耕録』「釈怨結姻」説話や、清代康熙『崇明縣志』「買価承価説」等の、必ずしも一義には確定し難い史料の解釈を争う形で進展しており、その意味で当面本稿の直接立ち入る所ではない。ただ観察者として一言苦言を呈すれば、論争がなまじ困難な史料の解釈の争いの形をとるが為に、本来諸事例全体に通する仮説提示の形でなされるべき部分と、当該史料の論理的操作の部分とが混在しやすく、その結果かえって両者ともに不徹底に終わっている印象は否めない。本稿は簡単明快な史料しか扱かわないが、或いはそのことにより、仮説提示の方面で論争に幾らかの寄与をなしうるかも知れない。

18 例えれば、仁井田氏は前掲書一七〇頁以下で、一田両主と「ドイツ中世のいわゆる分割所有権（二重所有権）」とを対比して、一田両主においては下級所有権者側の処分権に対する制約が無かつたこと、また上級下級所有権ともに「身分的支配および庇護のような人格的関係」を含まなかつたこと、という興味深い（そして貴重で正しい）分析を見せられているが、それでは一田両主自体の積極的な存立の仕組みは何なのかという段になると、ここでも「土地そのものの上下二分」以上の説明は与えられない。

19 そもそも草野氏以前においては、田面の自生的形成過程に対するこうした論理的な解説の試み自体が乏しかつた。当然その背後には、自生的な田面形成の問題を佃戸田主の「力関係」、「身分的上昇」一般の中に解消して足れりとする態度のあつたことは否定できない。第三節参照。

20 藤井C(1)一〇一頁。

21 この問題点は既に滋賀秀三氏により、草野氏の用いる田面の「定義」と、当時の人々が日常的に田面と与えていた含意との乖離という形で一早く指摘されている（草野DEに対する書評、『法制史研究』二六、一九七六）。

第一節 田面主と田面売買

1 田面田での佃戸耕作

田面主田底主といった表現がなされる土地（以下、田面田と略称する）上に存在する事態は、それ以外の土地（非田面田）上にある事態と、具体的にどこが違うのだろうか。まず日常的に行なう事に着目する限りは、田面主と言つても一般に納租の負担を負いつつその土地を耕作する（以下、佃戸耕作と呼ぶ）点で、他の佃戸一般と変りはないし、また田底主の側も、収租し税糧を国家に納める点で、佃戸を招いて土地耕作させ自らは収租という形で収益して

いる（以下こうした土地經營の仕方を租佃經營と呼ぶ）時の他の田主一般と變る所はない（それゆえ機能に着目する時は以下便宜、田面主田底主を佃戸田主とも呼ぶことにする）。勿論より細かく見てゆけば、例えば田面田では田主が佃戸に種子肥料を補給したり作付けの指示をしたりする事例を一般に見ず、また多くの場合定額租が予想されるといった一定の社會經濟的特徴を見出すことも可能だが、しかし逆に定額租の自立自律佃戸經營というだけならば何も田面田に限られたものではない。⁽²⁾ 結局特徴は、田主佃戸の行為、とりわけ佃戸耕作の側の正当性のあり方における差異に求めてゆくより他にない。差異は具体的には、佃戸耕作の始め方、そして始めた佃戸耕作はどのような時失なわれるのか、という二つの局面で見ることができる。そこで最初に、田面田における佃戸耕作の開始終了のあり方を、非田面田で最も一般に見られるそれと簡単に対比してみるとしよう。

さて一般に佃戸とのみ言うと、あたかもアブリオリに世襲の佃戸耕作身分とでも言つたものが一般的に存在したかの連想を抱きがちだが、改めて言うまでもなく、具体的に存在するのは個々の無産の小民にすぎず、用語は便宜に從うとは言え、厳密には彼らが或る土地上で佃戸耕作して生計を立ててゐる時、初めて佃戸と呼ばれる⁽³⁾。逆に言えば、或る土地で佃戸耕作を営む為には、それに先行して所定の手続きが必要である。

非田面田で佃戸耕作を始める為には、一般に中人等を介して田主に承佃を申し込み、その許可を得ることが必要であつた（通例その際、佃戸の側から租額、納租期、租の拖欠をせぬ旨の誓約文言等を書いた租佃契を立てて田主に入れるのを常とした⁽⁴⁾）。勿論、田主の側に彼の申し込みを受ける義務の有ろうはずもなく、田主は自らの手でその土地を耕作する自由も、或いはその土地を出賣質入れして換価運用する自由も、更にはより多くの納租を約する承佃希望者の出現を待つ自由も持つていた。その意味で非田面田では、田主が租佃經營を選択し、しかも彼をその佃戸として

招いた（召佃）時にのみ、彼はその地で佃戸耕作を営なむことができた。

それに対し田面田では、本稿冒頭所引の史料が示す様に、佃戸耕作を始める為には、まず彼は現佃戸耕作者と交渉せねばならず、そこで合意成つて後（通例それに對応して現佃戸が契拠書を書立し彼に付執する）、田主の許に赴き承佃手続がなされるのを普通とした。⁽⁶⁾ 承佃手続自体の外形は、通例非田面田のそれと同様、佃戸による租佃契書立の形を取り、それゆえその意味を重視する見解も存在する⁽⁷⁾。しかし現佃戸と合意成つた者の承佃を田主は拒否できるかと言えば否であり、また逆に先に田主と交渉し承佃手続をとつたことを理由に現佃戸にその土地の明け渡しを迫りうるかと言えばこれも否である。⁽⁸⁾ 法的に決定的なのは、現佃戸との合意、現佃戸が彼を次佃戸として指名しその佃戸耕作を引き継ぐ事にあり、田主との間での手続きは、結局現実的にはその後事後的に、佃戸耕作者、それゆえ納租負担者の交代を田主に通知し確認する機能しか果していない。史料上時に現われる、佃戸交代に際して改めて後佃から租佃契を立てさせることなく、田主取租簿上の名義変更で代える事例や、後佃戸田主間の手続きを、土地売買後買主が対國家で行なう税糧負担名義書き替えの手続きになぞらえて「過戸」「過割」と称する事例の存在はそうした事情を裏書きしよう。田面田では現佃戸が彼を次佃と指名することにより、又それによつてのみ、彼はその地で佃戸耕作を始めることができるのである。

それではどうして一旦始めた佃戸耕作の正当性はどのような時に失なわれ、また失なわれないのだろうか。まず非田面田においても、召承佃に際し期間を設定しない場合が一般的であり、そこでは一旦承佃しさえすれば、改めて田主から奪佃の通告がない限り同条件の佃戸耕作が彼の手で続けられ、また一般にそうした現状維持が望ましいものとも考えられていた。⁽¹⁴⁾ しかし少くとも次の様な場合、田主が奪佃をなしうること、佃戸はそれに抗しえないこともま

た、全ての史料が等しく認めている。

即ち第一は、田主が租佃經營自体をやめる場合である。田主が自らその土地を耕作する場合(自耕)、田主がその土地を第三者に出賣出典(質入れ)する場合(外売)、いずれも佃戸は奪佃に甘んずるしかない。⁽¹⁵⁾勿論実務においてはそうした奪佃を行なう時期について制約がかかる余地⁽¹⁶⁾、外売時における佃戸側の先買先典権主張の余地は存し⁽¹⁷⁾、又時にはそうした手法が慣行として定着する場合も存在する。しかしそれらも、奪佃自体が余儀ない事を前提とする点で、原則を否定するものではない。

そして第二に、たとえ田主が租佃經營を続ける場合でも、当然様々なヴァリエーションはあるが、少なくともその佃戸が租の拖欠(欠租)をした場合には、当該佃戸を奪佃し新たに別の佃戸を招きうること(換佃)は広く共通して自明のことと認められていた。⁽¹⁸⁾そしてそれはおよそ欠租額の多寡を問うものではなく、欠租という事実さえあれば田主は奪佃を通告しえ、佃戸はそれに抗しえないと考えられていた。⁽¹⁹⁾その意味で非田面田における佃戸耕作のあり方は、佃戸固有の耕作権というよりは、むしろまず基底に田主は隨時随意に奪佃しうるという構造が存し、次にそこに無用の奪佃換佃はひかえるという一般的な一種の倫理的な規制がかかり、そしてその例外として田主自耕外売時、佃戸欠租時の奪佃が位置をする、という形で整理することができよう。

それでは田面田ではどうであろうか。まず前者、自耕外売時の処理については事態は明白である。田面田ではそもそも田主が自耕奪佃する可能性 자체問わることなく、また田主がその土地を外売した場合についても、史料によつて表現こそ様々だが現佃戸が依然としてその土地上で佃戸耕作を引き続き営なみうる事は、自明の前提とされてい⁽²⁰⁾る。田主も、彼からその土地を買った買主新田主も、当面その現佃戸を用いて租佃經營をする、具体的にはその佃戸

より収租する以外の選択肢を採りえない。

それに対し佃戸欠租の場合については理解が分れている。少し詳しく見てみよう。まず佃戸欠租時について史料は、大きく分けて二通りの記述をしている。一つは田面主佃戸が欠租しても、田主田底主は追租（欠租分の追徴）のみなし得、奪佃はできないという記述であり、⁽²¹⁾ 一つは欠租額が巨額になれば、「奪佃」「田面没収」と表現は様々だが、田面主佃戸の特殊な地位は失なわれるという記述である。⁽²²⁾ 前述の通り藤井氏は後者の系列の史料を網羅的に検討され、欠租額が田面価前後に達すれば、ほとんどの場合、否応なく田主により田面没収がなされている事を示されて、仁井田氏の「租の滞納は一般に解約原因とならなかつた」という説明を批判された。しかし問題は二つの側面を持つようと思われる。

まず事実認識の問題として、田面主佃戸が欠租を続け累積欠租額が田面価前後に達した場合その結果としてどのような展開が起るか、という形で問題を立てるならば、我々は藤井氏の示した実証的帰結に賛同せざるをえない。確かにそうした状況について述べる史料の大半は、その時は田底主は自明のこととして田面を没収し得、田面主佃戸の特殊な地位はそれにより失なわれたことを伝えている。その意味で、田面田でも欠租が累積し田面価に至れば「一般に」田面主の権利は失なわれたと立言することは十分に可能であろう。

しかし他面、それでは田面田でも、非田面田同様、佃戸欠租という事実 자체が一般的に田主に奪佃の正当性を与える原因として機能していたのか、という形で問題を立てるならば、それに対するは否と答える他ない。即ち右の田面没収の展開と、非田面田における欠租奪佃慣行とを対比してみれば分る通り、そこには大きな相違点が二つ存在する。即ち第一に、欠租奪佃では欠租をすれば、額の多寡に関りなく、その欠租の事実 자체が奪佃の原因となりえたの

に対し、田面没収の展開は、欠租の事実一般ではなく、欠租額が田面価に達したという事実にのみ対応して起るにすぎない。即ち田面田では、欠租額が田面価に達しない限りは、欠租という事実はむしろ奪佃という事態とは関係を持たない。⁽²⁴⁾ しかし第二に、欠租奪佃は田主に必ずしも欠租分の実現を保証しなかつたのに対し、田面没収は、欠租分と田面価の相殺という形でまさに欠租分の追徴実現の実をもつていて。そしてその事に着目する時、同時に田面没収の展開の裏側にある、そこでは田主が欠租分の追徴をそれまでし難いことができたからこそ欠租額が累積もし、また田面価にも至ったのだというもう一つの側面にも目がゆくことになる。では、それまでは田主は欠租分の追徴はなしえないのだろうか。勿論そうしたはずもない。欠租とは未納の租に他ならぬ以上、収租の正当性を持つ田主は論理的には欠租の翌日からでも追租を始めうる。それではなぜ追租しないのか。そう考える時、次の史料は追租と佃戸の「佃権」との間にあらわす興味深い連関を教えてくれる。『民商事』九〇六頁、安徽省英山県、「永佃権を有する佃戸は、佃権を転頂〔後述、一種の譲渡〕して他人に与えることができる。ただ新佃がもし旧佃に欠租ある事を查明した時には、須らく頂価内から欠租を扣除して業主〔田主〕に転交しなければならず、そうして初めて地主の許可を得ることができる」。旧佃が「佃権」を売却した時には、田主はその代価の中から旧佃のそれまでした欠租分を先取りすることができる。即ち佃戸の持つ「佃権」の経済的価値が田主にとつては佃戸欠租の一種の担保として扱われている。右の史料は田面とまでは言わないので、田面売却時にも同様の慣行があつたかどうかまでは確言できないが、田面田で田主が欠租少額なるうちは欠租追徴を始めぬ背景として、田面の持つ経済的価値への着目という同様の事情を想像することは許されよう。佃戸に財産があり、いざとなればそれに追及すればよいと考えれば、欠租の度に追徴の勞をとる必要もない。そう考えれば、なぜ欠租額が田面価に達した段階で動きが起るのかの理由も明白である。それ以上欠租され

れば追徵の当てはないと感ずれば、田主は俄然それまでの欠租分の追徵を開始する。佃戸が他で資金調達して何とか従前の欠租分を支払えれば問題はないが、他に手当てがつかなければ、当然田主は佃戸財産たる田面に言及し、また追及厳しければ佃戸としてもその処分、それによる欠租分の支払いを余儀なくされる。田面没収の展開とは、結局こうした段階で行なわれる欠租分の追徵、佃戸による欠租分の追納の一態様と理解される。

そしてこのように考えれば、稀に「欠缺する所の租數を以つて強いて田面の価と為し、竟に奪いて他人に別售し、以つて之を佃せしむ」という田主の田面没収・処分行為が批難の文脈で記されることのある理由も理解されよう。⁽²⁵⁾ 即ち原理的に存在するのは欠租分追徵の構成にすぎないのである。論理的には、欠租積欠し田面価に至ったからと言つて、それで自明に田面主の権利が失なわれるというものでも、また当然に佃戸家産たる田面への追及がなしうるといふものでもない。ただ多くの場合、欠租分を支払わずに済むものではなし、かくてそこで田面による代物弁済の展開がたどられ、それゆえまた、多くの地域ではそれが田面主欠租積欠時の慣行的な処理方法として定着していたというだけのことなのである。慣行の定着のない所で、田主側が一方的にそうした操作を行なえば、やはりそれは乱暴な事態と映らざるをえない。逆に言えば、こうした揉み合いの中から田面没収慣行が出現し定着する。

こう整理すれば、先に見た田面主欠租に関する両系統の史料の統一的な解釈も可能となる。即ち、田面の没収と雖も、要是追租の一態様にすぎないとするなら、いずれの史料も結局田主は追租のみなし得、「欠租奪佃」はなし得ないという論理を示していることになる。ただ欠租分の追徵追納が小刻みに行なわれれば欠租額が田面価に達する事態自体も起らず、愈々「奪佃」の印象は遠のくに対し、反対に欠租が主佃双方で放置されている所では、欠租額が田面価に至った段階で一挙に追徵問題が表面化し、その揉み合いの中で欠租分を田面で抵銷する方法が慣行として定着

し、又定着すれば愈々田面価に至るまでは欠租は放置される事になり、欠租と言えば田面没収に話が結びつく。史料記述の差異は追租の態様から出てきた重点の置き方の差異にあるにすぎず、論理としては、仁井田氏の「欠租は一般に解約原因とはならない」という説明こそが支持されるべきことは明白であろう。

さて以上述べてきたことを佃戸耕作のあり方という視点で整理するならば、それは次の様にまとめられよう。非田面田では佃戸耕作は田主の租佃經營の選択、彼の召佃という形で始められ、また田主が租佃經營を続け、かつ当該佃戸が欠租をせずにその租佃經營の一契機として役立つ限りにおいて存続が許される。それに対して田面田では、佃戸耕作は前佃戸耕作者による次佃の指名という形で始められ、そうして始めた彼の佃戸耕作の正当性は、田主自耕の意図、土地売買による田主の交代、佃戸自身の欠租によつても基本的には傷つけられない。逆に言えば、佃戸耕作がそのような形で営なまれてゐる時、その佃戸は田面主と呼ばれ、その交代は田面売買と理解されている。

それでは、こうした事態が田面主田底主の並存、田面田底の売買と表象される時、その背後に抱かれているのは如何なる観念なのだろうか。或いは、こうした佃戸耕作のあり方は、それに先行し、またそれと並存する田主とその土地売買のあり方との間で、如何なる類型的な共通性を持つのだろうか。そこで次項では一歩退いて、一田一主の状態を対象に、そこで田主（業主）が語られ、またその土地売買が語られる時、その背後にはどのような意識があり、又それを支えるどのような実態があつたのかについて、当面必要な限りで簡単に振り返つてみるとしよう。

1 別論、中には直接耕作者は別に居て、現象的には田面主田底主が彼から並列的に収租するかの外觀を呈する事例も存在し（例えば『福建省例』卷十五、田宅例、「禁革田皮田根、不許私相買賣……」条）、更にはその直接耕作者自身も田面類似の権利

を持つ一田三主と言った事例も存在する（『民商事』四一一页）。しかし行論の複雑化を避ける為に、本稿では田面主が自ら土地耕作をする一田両主の場合を念頭に議論を進める。事実、その他の事例も大部分はその応用で理解しうる。

2 第二節補論参照。

3 勿論少なくとも宋代以降大量の土地が租佃經營の形で經營された以上、社会層としての佃戸は当然恒常に存在し、そうした承佃後の佃戸が特徴的におもい田主との間の依存関係に応じて、「佃戸の身分規制」（具体的には当該田主佃戸間での傷害事件をめぐる刑の加減）が一般的な形で語られることはありえた。しかしその場合は、他人の土地を佃戸耕作するという事自体が当然にそうした差等を生むという形で考えられていた訳ではなく、また本稿の問題とする時期については、そうした規制が語られることすらなかつた。

4 どれでも同じことだが、一例を示せば、東京大学東洋文化研究所所蔵「蘇州金氏文書」四一三七。道光七年七月、承攬拠。
立承攬鄧三規、為因少田耕種、中央中出銀價甲、今攬到金府管業糧田、坐落吳邑十二都十一圖羊頤字圩内田四畝八分〇厘〇毫。
每畝額租米壹石貳斗五升、計共實該租米五石九斗八升〇合外、加力米每畝參升、待至秋收、即將乾円潔淨好米、作限一併交還、不致拖欠。倘有水旱虫傷、照依邊方大例。如有抗欠霸種、聽憑稟究、另召接種。恐後無憑、立此承攬、是實。
以下四至、年月、署名花押が続く。類例は、東洋文庫明代史研究室編『中國土地契約文書集（金—清）』（一九七五）に多数見ることができる。基本的な目的は、佃戸が納租を約し、田主に収租の憑拠を与えることにある。

ただ稀には口頭で済ますという事例（『民商事』六〇七頁「佃耕不必具佃字」、苗族の事例）も無いではない。また召承佃時に田主の側も一契拠を立てる場合については第二節二項で述べる。

5 一例を示せば、林惠海『中支江南農村社会制度の研究』上（一九五三）一一一頁所引、中華民国二十五年三月五日、絶売田面文契。

立、絶賣田、面文契人丁六保、為因正用、央中將祖遺承種范洪志棧、坐落旧長境昌一國暨吳境十一都十八図田、面拾二畝七分整、

憑中情願杜絕、売与趙阿水君耕種為業。三面議定、時值杜絕田面価洋捌百玖拾円整。当日洋契兩交。自売之後、任憑買主上棧過戸、完租耕種、与出主無涉。此係自願、並非逼絕、亦無爭阻、糾葛影戲、在外重疊等情、倘有事端、均歸出主理直、不涉買主之事。欲後有憑、立此杜絕出售田面文契存照。(以下年月署名、略)

合意後、代價と交換に(洋契兩交)、田面を「杜絕賣与」して「耕種為業」せしむ、なる旨の「絕賣田面契」が立てられる。

買主はその後、田主(この場合は具体的には租棧)の所に赴き「過戸」(納租負担名義の書き替え)し、以後彼が完租する。

6 例えは『民商事』三二七頁、「故田面、俗称灰肥田、倘欲移転他人、既無戸糧、又無印串、祇憑中註、立契收價、讓与耕種、即由新佃人向業主另立租札」。

7 草野D六八頁以下。氏はこうした佃戸間での立契手続と、田主佃戸間での租佃契書立の手続との分立並存を目して、氏の言う「底面分管關係と租佃關係とが別個の關係であることの反映」と理解され、しかもその「租佃關係」を、「欠租奪佃」慣行ある一般の租佃關係との連続でとらえられる。本項註24参照。

8 ただ極く稀に次の如き例外的史料の存在する事は否定できない。『民商事』四六四頁、「永佃權之移転、須得所有權人同意」。〔浙江省嘉善縣〕查するに該県の永佃權は俗に田面權と称し、所有權人は則ち田底權と称し、亦業主とも称す。如し田面權を得有する佃戸が、所得の田面權を他人に移転するを欲すれば、必ず須らく業主の同意を徵求すべく、そうして方めて移転契約を成立することができる。蓋し、永佃人に人を得るや否や、善良の注意を以つて其の田面を經營することができるか否か、及び約に照して租金交付の義務を負うことができるか否かは、均しく所有權人の権利と関する有るに因る。……

ただ例外的である事も又事實であり、少なくとも一般的立論の基礎たり得はしない。むしろこれは次の様な史料との連関で考えた方が適當であろう。『中國經濟年鑑』(一九三四) G一八二頁。

〔浙江省海鹽縣〕佃田の習慣については、凡そ業主から田を領して耕作し、並べて地価を先納しない〔正確な意味は不明だが、租は前納でない、或いは押租は支払わないという意か〕。ただ租契を訂立する時に、毎畝三四百文の錢を納め、俗に「納

「契錢」と称す。退佃時には概して給還しない「即ち礼金である」。もし甲佃が承管することを願わざ、乙佃に譲渡する時は、上等田地の場合は、乙佃は甲佃に出錢しなければならず、俗にこれを「頂首錢」と呼ぶ。每畝七八元から少ないものは一二三元であり、一定しない。次等の田地には則ち此の項の頂首錢は無い。然し、譲渡の先には必ず業主の許可を経なければならず、そうしてはじめて履行が准される〔即ち、田主はその佃戸次第では許可しないことも出来るのであり、行なわれていることは次佃の推薦に近づく〕。そして再び新佃が別に租契を立て、並びに納契錢を前の如くに繳める。

そしてこの事例は、後述の佃戸交代に際し後佃が前佃に「立退料」を支払う慣行（第三節三項参照）に連続する。先の史料は、こうした展開からの過渡的な形態と考え得よう。

9 むしろ田面存否をめぐる紛争の大半は、換佃をしたのに前佃が立退かない、という所から起つてくる。これも第三節三項参考照。

10 『予鄂皖贛四省之租佃制度』（一九三六）、二七頁以下。歟県休寧、「有永佃權之田地、佃農初次欲承攬時、須先將權購入、而後与原佃戸同往地主處説明。地主不另立佃田字拠、仍保守原有之字拠、惟在收租簿上、將佃戸之姓名更換而已」。「地主不另立佃田字拠」は、一読すると地主側の立てる契の話をしているかに見えるが、直前に見える舒城桐城各県についての記述、「佃農初次承攬耕地時、須先購進佃權、偕同旧佃戸同赴地主家中、面議一切、並立一佃田字拠交与地主」と対比すれば、「地主は「新佃戸」に」另に佃田字拠を立てしめず」と解されよう。歟県について次註參照。

11 註5所引契拠に「過戸」とある。又『民商事』四〇七頁、安徽歟縣の小買契（田面売契）内には「退頂小買田人、今將受分小買田、出退与某過割耕種」字様を記すと言ふ。なお同書には、「小買……對於大買主〔田底主〕仍應另立租約」ともあり、同じ歟県に関する前註の史料との関係が問題となるが、恐らく原則的には另立租約の形が取られていたが、便宜的に收租簿上の名義変更の形も生まれ、それと表裏して「過割」の印象も強まつたのであろう。

12 古い時代の数量的データは示し難いが、民国二四年、十六省に於ける小作期限の一般的統計が、天野元之助『支那農業經濟

論』上（一九四〇）三四五頁に引かれており、そこでは二八万余戸の調査結果として、不定期七〇・二六%、定期八・一一%、永佃二一・〇八%、その他〇・〇六%の数字があげられている。時代を遡れば、更に不定期の比率は増すという印象が管見の限りでは強い。第一節ではこうした期限を付さぬものを中心に考える。なお古い時代に見える期限付、租前納の類型については、第二節補論参照。

13 一旦承佃後、途中で租額租率を改訂する事の可否は、史料的に明白ではない。しかし租額変更が租契改立を伴うことを考えれば、増租は奪佃再召佃の構成で考えられ、またそれゆえ奪佃の可否の問題とリンクしていたらう事は一応想像しうる。

14 『福建省例』卷十五田宅例、「禁革田皮田根、不許私相買賣、佃戸若不欠租、不許田主額外加增」条は、田皮（田面）主が中間搾取者として横行し收拾がつかなくなつた時点で官憲が乗り出し田面の強制的廢棄を强行するという事例だが、その中で官憲は田面廢棄後の望ましき状態として次の様な関係をイメージしている。「嗣後佃戸若し租を欠かさざんば、田主の額外加増し、生端召佃するを許さず、佃戸をして勧勉する所を知りて完租せしめ、田主をして誤租欠課を致さざらしむ。「かくすれば」両相安業す」。「生端召佃」の実態については直前に、「從中勒佃加租、或「農食因耕種、私向田主加租奪佃、致啓訟端」とある。即ち佃戸は欠租せず、田主は取租をし国課を完納し、増租も換佃も行なわれず、主佃両者の生業が安らかなる事こそが望ましい。

15 外売時の慣行は、買主側の自耕の問題とも考えられる。自耕外売時に關する史料は枚挙に暇ないが、例えば『民商事』三八頁、「如租他人之地耕種者、遇業主將該地出當或出賣時、受當者或受買者、倘欲自種承租者、即當將地退出」。そしてこれらの慣行は、承典者が田主出賣に対抗しえぬ慣行と合わせて、「租不欄當、當不欄壳」等と総称された（同三七頁も参照）。

16 耕種開始後收穫終了までの間は奪佃しえないという「春不退佃」の慣行は民国時代にも（例えば、その例外まで含めて『民商事』四一六頁）、清朝中期にも（例えば『西江視界紀事』卷三、条教、「禁臨春起佃及強佃霸耕」条、乾隆初年）各地で見られた。

17 例えば、『民商事』三七頁。「租不攔當、當不攔壳」慣行をめぐり、「但所有者於典亮時、各該租典戶有優先權」。

18 前註14所引の史料も欠租の場合はさすがに除外している。

19 康熙『〔福建〕平和縣志』、卷六、賦役、「他處田產、俱以業戶為主、起佃久暫之權、操自業戶、租戶不過按年出租而已」、少有拖欠、業戶即使起佃、租戶不得過問。当然こうした欠租奪佃の可能性は、佃戶欠租の抑止力として機能した。しかし一旦欠租あつた後においては、奪佃しうるという事と、欠租分の追徴実現という事とは一応次元が別になることにも注意すべきである。押租慣行はそこから生まれる。第二節二項参照。

20 例えば『民商事』三四五頁、江蘇省海門県、「……凡置買田地、如無過投〔田面〕契契，即不能自己耕種或召佃耕種、若苗地〔田底〕、不過收額租・完國課而已」（なおこの史料については第三節三項参照）。或いは同五一五頁、福建省光澤県「執皮契者為佃」、「……若僅取得其骨、則產雖易主而佃仍如故」。

21 例えば『民商事』三一七頁、江蘇省各県習慣、「……故該習慣近今之效力、佃戶可使子孫永遠佃種、或任意將田面部分（即永佃權）變賣抵押、即積欠田租、業主提起訴訟、祇能追租之程度為止、不得請求退田、遇有此項案件、按照習慣效力辦理、兩方尚能折服」（なおこの史料については第三節三項参照）、及び同三九二頁。

22 例えば本稿冒頭所引史料の他、『民商事』三四二頁、江蘇省松江県、「……倘該種戶有意抗欠租米為數較鉅者、可將田面作佃抵租、另召接耕」。

23 ただ必ずしも自明のこととはされぬ例も稀には存在する。その位置づけについては後述。

24 こうした状態に対する論理的な対処方法は二つある。一つは、以下我々がする様に全く別の論理回路をそこに設定する仕方であり、一つは從来の「欠租奪佃」の論理を維持し、それに対する規制要因を別に考えてゆく仕方である。そして草野靖氏は、後者の方向で一つの徹底した説明を編み出された（草野D七〇頁、E七〇頁等）。

即ち氏は田面価をその所説に従つて投下工本額（或いはその転化形態）と見た上で、田面主佃戶欠租の事態は、佃戶が工本

償還請求権に基づいて田主に対抗する「底面分管関係」の論理と、租佃関係である以上、租を支払わぬ佃戸を田主が排除しえぬはずはないという「租佃関係」の本則とが拮抗する場とどらえ、そこから佃戸が欠租しても田主が工本を償還しない限りは前者に従い当該佃戸はその佃戸耕作を続けうる、しかし欠租額が累積し工本額を越えればそれにより工本償還請求権は自明に欠租と相殺されてしまい、後者の本則が表に出て欠租奪佃が行なわれる、という表裏する説明を導き出される。

こうした構成は、欠租の多寡による事態の両面を説明して余す所なく、大きな説得力を持つ。しかもこの説明を、この欠租の局面において、実証的に批判する事はほとんど不可能事である。相殺されるのは田面価であり工本額ではないといふ批判に対する、氏なりの論理的手当てはなされており（転頂を通じての高騰化、抽象化の論理。E六〇頁等）、またそれなら少額欠租後即座に工本残額を返却しさえすれば田主はその段階で奪佃を行なうるのか、といふ批判を立てても、およそ押租田一般においてすら欠租満額まで現実的に奪佃は行なわれないことが多い以上、そうした事例を示せといふ方が無理である（又反対に、田面田についても欠租あれば何の留保もなしに奪佃可能だと称する史料も例外的には存在し、史料的にはせいぜい傷み分けとなるしかない）。結局当否は、他の局面まで含めた説明全体の説得力で考えてゆくより他はない。

25 脳照『租観』「重租論」（鈴木智夫『近代中國の地主制』、一九七七、八一頁及び二一三頁。訳文も氏に従う）。

2 田主と土地売買

当代一田一主の田主（業主）と土地売買の秩序に関する史料記述を見てゆく時、我々はそこに、土地という実体の移転帰属という形で事態が語られ整理されている様な一極と、むしろその土地上で営なまれる土地經營収益の行為に着目して事態が語られ整理されている様な一極と、二つの発想の極を見出すことができる。ただ田主や土地売買という時、とりあえず表に出るのは当然前者の発想である。そこで我々は、最初にごく普通に土地を売与する、という状

態の観察から始めて、順次後者の極に移つてゆくことにしよう。最初に土地の「売」、及びそれと並んで田主の行なう基本的な行為たる「典」について手続的側面に着目しつつ簡単に紹介する。⁽¹⁾

土地の「売」は、通例賣主買主が中人を介して交渉し、合意なれば会同して中人立会いの下、賣主側が「某處の土地を誰某に売与して管業（為業）せしむ」なる文言を中核に持つ土地売契を書立し、代価と交換にそれを買主に付執するという形で行なわれ、それに当然付隨すべき手続として、「税契」（契税を官に支払い、その契拠に官印を受ける手続）「過割」（税糧負担名義の書き替え）が買主により為されたるべきものとされていた。⁽²⁾ ただ罰則規定の存在にもかかわらず、伝存する契約文書類の中には、官印を受けていない売契も少なからず存在し⁽³⁾、また後述する様に、過割をしない売買も時に行なわれていた。⁽⁴⁾

土地の「典」（或いは典當、当とも言われる）とは、當時一般に動産の質屋のことを「典舗」或いは「典當業」と称したことからも分る通り、土地の質入れの意であり、通例地価の半額ほどの借銭（典価）のかたに土地を承典者に交して自由に經營収益させ、その収益が借銭の利子に当てられるものと考えられていた。⁽⁵⁾ 土地出典の手続きは、両当事者が中人を介して交渉し、その立会いの下、田主が典契を書立して承典者に付執するという形で行なわれ、また法律の規定に従えば承典者も「税契」「過割」すべきものとされていた。⁽⁶⁾ 出典に際しては通例三年乃至五年の「典限」（請け戻し禁止期間）が設定されるが、典限経過後は、田主出典者は隨時原典価でもつて請け戻し（「回贖」）を為し得、また逆に回贖がなされぬ限り出典の状態が永続した。承典者の側から回贖を求める権利は認められていなかつたが、その代り承典者には第三者に「転典」をして原典価を回収する道が開かれていた。⁽⁷⁾ 回贖の際の手続きは、史料上今一つ明白ではないが、恐らく原典価返還に対応して典契が回収或いは抹消されたものと思われ、少なくとも特殊な事情

のからまぬ限り回贖時に改めて何らかの契拠が立てられるることはなかつた。⁽¹⁰⁾

さてこのように普通に典と売とが語られる時、典売契の文言自身が「土地を」典売与すると言う事から分る通り、まず念頭におかれているのは土地という実体の処分の考え方であり、しかも典との概念的対比から分る通り、そこでは売は典の如き一時的使用収益と区別されるその土地の帰属の問題に固有に対応する表現と考えて問題はない。田主とは当然そのような土地を買得して所有する人間のことには他ならない。実際、当時の一田一主の状態においては一旦土地を買得すれば買主田主は自由な方式でその土地を使用収益し得、また基本的には制約なくその土地を処分した事を考えれば、事態が土地実体の処分として考えられる事に不思議はなく、またそうした地位の移譲を、土地の帰属の問題として、一時的な使用収益関係と概念的に区別する仕方がなされることもまた自然なことと言えよう。

ところが史料を見てゆくと、土地を売与するという点までは同じだが、その売の含意について右と少しく異なつた系統に立つ事例を見ることがある。即ち、伝存する売契を見てゆくと、我々は時に、幾年以後原価回贖を聽す、といった回贖文言を持つ土地売契に出会うことがある。⁽¹¹⁾ またそれと区別するかのように、通例の土地売買に際し、單に売とは書かずに、「絶売」「杜売」「死売」、更には「永遠割簾抜根絶売」といった表記がなされる事例を見る事もある。⁽¹²⁾ そして前者の如き事態はこうした「絶」や「死」との対比で、時に「活」という形で概念された。⁽¹³⁾ さてこうした「活」系統の「売」(以下活売と称する)において行なわれていることは、契の内容から判断する限り、とりあえず回贖禁止期間を設定して相手にその土地を經營収益させることであり、期間経過後は売主が隨時原価回贖をなしうることまで含めて、出典と構成上の差異は存在しない。⁽¹⁴⁾ 史料伝存の関係もからみ確言はできないが、一般に活売契ある所で同時に典契を見ることの少ないことを考えれば、或いは田主が相手にその土地を一時的に使用収益させるという同じ

事態、同じ操作が、視点の違いによりある所では出典の名の下に行なわれ、ある所では活売の名の下に行なわれていたとも考えられる。しかし、このように回贖可能な形まで含めて広義に「売」なる用語が考えられている時、その後には、先の売と典、所有と用益とが概念的に対比される所で予想したこととは幾らか違った事態の理解の仕方が窺える。即ち活売と絶売との共通項を整理してゆけば、むしろそこに浮び上がる「売」の含意は、質入れと区別される売買というよりは、田主が相手にその土地を經營収益させる正当性を与えること一般と称すべく、それが回贖可能性の有無に従がつて活と絶という小区分を持つと考えた方が、事態の素直な理解に近かろう。⁽¹⁷⁾ 或いは対比は買主の側から見た方がより明快になる。即ち、活買主も絶買主も、売主より売契を付執されて土地を經營収益する点で同じである。ただ活買主の場合は、回贖禁止期間後は、売主前主が原価退還によりその買主後主の土地經營の正当性を抹消しうるのに対し、絶買主においては、そうしたことをされる心配はない。⁽¹⁸⁾ 即ちこの系統の考えに従えば、絶買主田主とは、回贖されぬ正当性を前主から付与された土地經營者と位置づけられる。

そして振り返って見れば、実は典と売という概念的対比がなされていた所でも、手続き的側面に着目するならば、両者の間に全く同じ連関が存在していたことは容易に気づきうる。承典者も、現実に回贖されるまでは、買主同様に、或いは自耕、或いは租佃經營と好む方法で土地經營をなしえ、その権利は買主同様万人に対抗しうる。そうした土地經營を営なむにあたつて典契を持つと売契を持つとの現実的差異は、窮屈的には一点、回贖可能性の有無にあるにすぎず、更に出典出売時のあり方に遡つてみても、いずれも田主が契拠を立てて相手に付執することを手続きの中核におく点に変りなく、律の規定に従えば税契過割する所まで変わらない。⁽¹⁹⁾ それは一面から言えば、出典も出売同様の手続きを持つことだが、他面から言えば、土地売買と言っても土地質入れ以上の制度を持たないということであ

ある。

そしてそのことは、当時の土地紛争のあり方、そこにおける権利弁証のあり方に着目する時、より大きな意味を持つてくる。即ち、当代の土地紛争は、基本的に現に土地を経営収益している人間をめぐり、その土地経営の正当性を問題とする形で起こり、しかも民間慣行においても官憲の裁判においても、その弁証は、基本的に前土地経営者との関係（来歴）を証す、具体的には前経営者の立てて彼に与えた契券を示すことによるのが最も一般的であった。⁽²⁰⁾「田は文契を以つて憑となし、中見「中人」を以つて拠となす」（『棘聴草』卷七、讃詞、産業）。「民間の典売産業、全て原契を以つて憑となす。呈官剖断も亦契券を以つて拠となす」（『福建省例』卷十五、田宅例、典売契式）。買主も承典者も、こうした紛争の局面で為すことは、同じく前主の立てた契拠を憑拠として彼の現に當なむ土地経営を基礎づける点で変りなく、それどころか出典出売時から遠くへだたれば（事実、出典者が回贖をしなければ出典状態がいくらでも長く続く）契の改竄も行なわれ、時に前主後主間で典売いすれであつたかをめぐる紛争すら起りうる。⁽²¹⁾そのようを見る時、むしろそこにある法的秩序は、表現の如何を問わず、（自明の税糧負担を負う）包括的な土地経営収益をめぐり、現経営者の正当性が前経営者、前々経営者へと遡る形で弁証される仕組みが成り立つていて、状態、逆に言えば、前経営者が次経営者を指名し、契拠を付執してその土地経営の正当性を与えてゆく秩序と考えた方が、遙かに実態に近いことになる。活絶という概念は、事態の持つこうした側面に対応し、またそこに着目する時、用いられる。回贖条件付の正当性付与といつての事態をめぐる典と活売との概念的並存は、このように整理する時、実はそれ自体当時の土地売買ということの持つ二つの側面の反映として理解される。土地絶売とのもつ、土地実体の移転帰属の実質に着目すれば、一時的、取消可能な形でその土地を使用収益させる事は、典として売とは概念的に区別される

ことになり、また該地上での無制約な經營収益の正当性付与という法的構成に着目すれば、同じことは活売として賣の一種と位置づけられる。しかし逆に言えば、通例の土地売買自体においては、その両面は重なりあつてゐることもまた事實である。土地売買とは、該地上での包括的な經營収益行為の正当性を「絶」の形で付与することであり、また同時に、その収益行為の対象たる土地を移転帰属させることでもある。両者は表裏する。そして土地買売をそうちた二面が表裏するものとして見る時、田主と土地売買をめぐつて用いられる「業主」「管業」等の語の含意、そして「業」なる語を介して田主の土地所有の秩序全体が他の収益権構成との間で持つ連関が明らかになる。

即ちまず田主は非常にしばしば業主とも表現された。また土地売契においても、単に土地売与とのみ言い放つ例は少なく、大半の場合、土地を誰某に売与して「管業せしむ」或いは「業と為さしむ」(将地売与某某管業・為業)という表現を伴なつた。法文上にもこうした「為業」「管業」なる表現は用いられた。⁽²³⁾

ところが他面、こうした「業」「管業」の語は、必ずしも田主土地所有関係に限つて用いられたものではない。例えれば湖沼上の権利関係をめぐつても次の如き用法を見ることができる。『民商事』五九九頁。

〔湖南省〕常徳県の漁業習慣は已に由来久しく、各漁業所有人は、亦自ら名づけて「標業」という。その取魚の方法は三種あり、一は釣を以つてし、二は網を以つてし、三は鷺鷺⁽²⁴⁾を以つてす。釣は夜間に取魚し、曉に至れば則ち收む。網と鷺鷺とは日中に取魚し、夜に至れば則ち止む。若しその特定の期間に違反し他人に損害を与えた場合は、被告「被害か」人は加害人に対し求償権を持つ……。

湖沼上に三つの異なる取魚方法が存在し、それが「標業」と呼ばれている。又『民商事』五七八頁、湖北省鄖県漢陽県の習慣では、「湖地權」「湖水權」という形で「栽種水蘿」「捕取魚蝦」の権利が並存する状態について、「所有

人は各々契拠所載に照して管業する」という表現がなされている。一定の単位化した収益関係をめぐり「業」なる語が用いられる例はこの他にも各處で散見する。⁽²⁵⁾

田土と沼の用例の対比から我々は二つの事を知る事ができよう。即ち第一に、沼上の「管業」とは、複数のものが並存する以上は、まさに「契拠所載に照して」所定の収益方法で収益をすることに対応する表現と解するしかない。とするならば、当然田主をめぐり「管業」なる表現が用いられる場合についても、同様の侧面への着目が考えられよう。確かに土地売契上の売与して管業せしむ、なる表現は、とりあえずは先に見た土地売買における前主が後主に土地経営の正当性を与えるという構成に対応するものと解して問題はない⁽²⁶⁾（典契上にも時に「管業」の語が用いられる理由もそれで理解される）。しかしながら土地経営の侧面への着目という点から考えれば、田主が業主と表現される時の含意も田土の持つ正当な経営収益対象としての側面への着目と解することもでき、また土地を誰某に売与して業と為さしむる、という表現も自ずから、その土地を相手の経営収益の対象、基盤或いは源泉として与える意味と解される（そしてそれを買主の生計の基礎という側面から見れば、日用語としての業と連続する）。そしてこのように整理してみると、業なる表現で事態がとらえられている時、先の土地実体、土地経営の二側面は実は一体のものとして意識されている事が気づかれる。「将地売与某某管業（為業）」という時、売買されているのは単なる土地ではなく経営収益対象、基盤としての土地なのであると考えれば、経営の正当性付与も、経営対象たる土地の移転も同じことである。⁽²⁷⁾

そして第一に、そう考える時、「漁業所有人」、「湖地湖水」の「所有人」と、田主業主の土地「所有」との関係にも別種の光が照される。田主をめぐる用語法から推せば、沼上でのこれらの語が用いられる時に注目されているの

も、各々所定の収益方法に従つて為される収益行為と収益対象収益源泉との関係であろう。しかし湖沼上に複数の収益方法があり、複数の「管業」が並存する以上は、業と言い所有と言つても、田土の如く実体としての湖沼とは結びつきがたいことも勿論である。しかし業という語に注目する時、また反対に次の様に考へる事も可能となろう。即ち業という観点から見る時、一田一主の田主土地売買の方が偶然的、例外的なのである。基本にあるのは様々な収益行為の正当性の側であり、一田一主の田主においては、その収益方法の包括性に対応して、偶々その収益対象、収益基盤（業）が土地実体と重なり合つてゐるにすぎない。その意味でいかに土地売買が語られようと、そこには一田一主である構造的な必然性ではなく、農地上でも安定した形で二つの単位化した収益行為をめぐりそれが固有の正当性付与の構成を持つようになれば、その状態は崩壊する。そして実際に崩壊したことは、今我々の見る通りである。

1 動産不動産含めた売買全体に関する包括的な研究としては、仁井田陞「中国売買法の沿革」（同『中国法制史研究・土地法取引法』一九六〇、所収）他参照。以下の記述の事實認識に關わる部分は、右掲論文に集約される仁井田氏の多数の業績、更にはそれに先行する『台灣私法』以来の慣行調査研究に多くを負つてゐる。記して感謝する。

2 売契の実例は、前掲『中國土地契約文書集（金一清）』参照。

3 清律戸律田宅、典買田宅条、「凡典買田宅、不税契者、笞五十。（仍追）契内田宅価錢、一半入官。不過割者、一畝至五畝笞四十、每畝加一等、罪止杖一百。其（不過割之）田入官」。明律も同じ。

4 数量的に語る事は難しいが、例えば前掲東京大学東洋文化研究所所蔵の「蘇州金氏文書」に含まれる乾隆二十四年から光緒二一年に至る房屋基地売契二六通のうち、官印あるものは一三通にとどまり、また時期的な波を見ることも出来る。

5 第二節三項参照。

6 典についても、仁井田陞「元・明時代の質制度」（同『中国法制史研究・土地法取引法』一九六〇、所収）他参照。当然こうした典当の周辺には具体的な占有移転を伴なわない担保の諸方法が存在したが本稿では立ち入らない。

7 典契の実例についても、前掲『中国土地契約文書集へ金・清』参照。なおこうした出典の際に、承典者の典契改竄を予防する為や、或いは田主出典者の回贖のよすがとする為に、承典者側からも副契を立て、典契副契を合同契の形にする場合もある（例えば『福建省例』卷十四、田宅例、「典売契式」「民間活典産業毋庸設立対契」各条。或いは『民商事』三三七頁等）。

8 前引戸律田宅、典買田宅条。ただ細かく見てゆけば、雍正十三年の上諭「至於活契典業、乃民間一時借貸銀錢、原不在買賣納稅之例、嗣後聽其自便、不必投契用印收取稅銀」（『台灣私法附錄參考書』第一卷、中、一二七頁）、或いは典買田宅条の条例九（乾隆二十四年）「凡民間活契典當田房、一概免其納稅」にうかがえる様に、「稅契」に関しては清代中葉より典の場合は免除するという動きが起る。「過割」については始期の確定は難しいが、道光十一年版以降の『戸部則例』田賦、置產投稅條の第八項「如原業力不能贖、聽典主投稅過割執業」に従う限り、いすこかの段階で、少なくとも典限内は過割不要という規定が成立したかに思われる。こうした展開の背後には、前記雍正十三年上諭が明言する通り、一面では、胥吏が稅契過割を名目に勒索する機会を減じたいという要請があることは確かだが、しかまた他面では、不過割容認により稅糧負担者と土地収益者が長期にわたり制度的に乖離することに耐え難いという側面も存在し、典限を制限してゆく動きとからんで、規定は複雑な変遷をたどる。国家が典と売とをどのような視点で捉え規制してゆこうとしていたのか、という土地慣行の国家による制度化の問題から見る時、この展開は興味深い素材をなすが、詳しい検討は別稿にゆずる。因みに民国初年の慣行の実態について言えば、典は過割しない、といふものと、典でも過割するといふものの両例が存在する（例えば両極として『民商事』二九二頁「買地撻糧、典地不撻糧」と、六四四頁「當地過糧」）。

9 こうした典の実態については、中國農村慣行調査刊行会編『中國農村慣行調査』（一九五二一五八）に詳しい。例えば第四卷「五七頁等を参照。

10 稀に「回贖拠」なる文書に出会うが、その大半は前述の出典時に立てられる合券契の一
半と考えられ(『民商事』三五三頁)、
また残りも、一契で出典した数片の土地の一部分を回贖する場合の如き特殊な事情に対応する。

11 こうした田主の権利の無制約性を最も強調した見解として、戒能通孝「支那土地法慣行序説」(同『法律社会学の諸問題』

一九四三、所収) を参照。

12 例えは東京大学東洋文化研究所所蔵「嘉興県懐氏文書」一一六八。道光元年、売契。

立売契馮幹鉄君欽、今因正用、情願央中、將祖遺分授、坐落嘉邑德三中十一庄北結字圩号内水田肆畝伍厘正、憑中壳到懷處為業。三面言定、得受時值田價足錢壹百伯捌千文正、當日立契、一色現錢取足、並無違折等情。其田不屬親房上下、並非公膳祭產、倘有人言、壳主自行理直、不涉得業之事。自壳之後、任從推收過戶取租辦糧。言定拾年照契原錢期滿回贖。兩相情願、各無異言。今恐無憑、立此壳契為証。

以下、四至、署名、税糧負担關係等の書き込みが続く。

13 例えは同右文書一一二二、道光四年七月、壳杜絕契。文言上は、壳が杜絕壳となっている事、回贖文言の所に「不贖不加、永斬葛藤」と記されている事を除けば、右掲の「壳契」と變りはない。

14 例えは「活壳」「杜壳」が対比される例として、『民商事』三八〇頁。ただ契の文言上の用語として「活壳」なる語が用いられる例は未だ見ない。

15 ただ回贖禁止期間が、一般に典契より長いものが多いという特徴は見られるかもしれない。

16 例えは、右に見た「嘉興県懐氏文書」には典契は含まれていない。ただ同所所蔵「蘇州周氏文書」では、回贖条項付のものは田土では壳契の形をとり、房屋基地では典契と書かれる等、契の残存状況等とからめ必ずしも確定的なことは言い難い。

17 或いは、そうした地域では絶壳と明記しない限り活壳の実を持つことから考えれば、壳一般は常に回贖可能の含意を持つていたと言ふことができる。

こうした「活売」について、従来「買戻条件付売買」という説明がなされたことが多かった（例えば、前掲仁井田陞「中国売買法の沿革」、三七八頁以下）。事態の説明としては、それも誤りではない。ただ、それでは当時の人々も事実「回贖」を買戻し、即ち売買の一種と考えていたか、と言えばこれは疑わしい。売買には須らく売主の立契が伴なうのに対し、活売においても同様、回贖時に買主側が立契する事例を未だ見ない（前注10参照）。活売においても回贖はむしろ前主原主による、かつて自らの付執した契拠の回収抹消、付与した正当性の否定の性格を持つ。そう考えれば、本論に示した様に、「売」自体の定義を考えなおした方が、分りやすい。

19 そしてそうした仕方に従つて、典と売という概念的対比が一応なされている所でも、両者は質入れと売買というよりは、むしろ同種の行為としてくられる側面を強く持つ。民国初年の理解を示す一例として『民商事』七一二頁以下。売契について「有完全移転所有權之效力」と説明した後、「当契は亦典契とも称し、田房を活賣する時に結ぶ契約である。亦須らく所在衙署に赴き驗税す。其の所有權移転の效力は、贖回の日に解除す」と言う。ここでは典當も「所有權移転」と考えられている。そしてこうした考え方は、例えば戸律田宅、典売田宅条、重複典売の規定に対する『詒律瑣言』の按語、「已典賣與人田宅、即他人田宅矣」という所に遡り得ようし、そしてそれは更に、同所についての律総註の「田宅已經典賣與人、即是他人之業矣」という所に遡る。こうした「業」の意味については後述。

20 判定は紛争両当事者の行なう弁証の相対的優劣によつて決まる。当然現実的な紛争では、両当事者とも契拠を提示しえない場合、或いは提示したが偽造である場合等、様々なケースは起り得、その際には副次的な判断基準が他に求められてゆく。地方政府が土地紛争に対し、如何なる判断基準で臨んだかについては、地方官の判決文集（判語）を素材に詳細な研究が既に森田成満氏によりなされている（法制史学会第三回総会における報告「清代に於ける土地裁判」、『法制史研究』30、四四四頁参考。近く活字化の予定と聞く）。本稿は氏のこの分野における先駆的開拓的努力にその多くを負っている。深く感謝を示したい。

21 そこでは、最初から所有権と質権という区別があるのではなく、「絶」を証明した者が田主ということになるのだ、という実態が露わになる。前記活売絶売の如き形で「売」が意識されている所では当然「典売契載不明之產」も出現しやすく、こうした形の紛争もいよいよ避け難い（戸律田宅、典賣田宅条、条例七参照）。ただ、「活」を証明しさえすれば何時になつても回贖しうる事は言うまでもない。

22 業という語は、使われる幅にかなり広狭がある。以下に述べるのは、法的関係をめぐる用語法の中では恐らく最も広義の含意である。当然より限定的な意味づけを持つ用語例（例えば業を田土それ自体と同一視したり、或いは税糧負担者と結びつけの場合）のある事を否定しない。ただそうした狭い用語法を基軸に発想をしてゆくと、以下に見る湖沼上の権利関係や田面田底関係をめぐり用いられる業の語の意味が理解しえない事は、確かな事である。以下に述べる広義の含意が基礎にあり、それが個々の局面でより限定的な意味あいで用いられ、或いは定着してゆくと考えた方が適当だろう。

23 前掲『中國土地契約文書集』所収売契一四六例のうち、十数例を除いては皆、何らかの業関係の表現を持つ。また書かれないう十数例でも売与とのみ言い放つ例は例外的であり多くは「売与某々名下耕種」等の表現を持つ。なぜ業の表現がなされないのかについては、過半数の事例は、周囲の事例と対比することにより、不遇割であることがその原因と特定できる（即ち前註に言つた様に税糧負担と業の用語法が対応する事がある）が、残りの事例は特に理由も見出しづらい（例えば一二五「……其銀即日交足、其田聽從銀主管承、召佃收租」）。むしろ、業という語はよく用いられるが（又だからこそある所ではその使用の有無が特定の事実との対応関係を持つたりするが）、しかし使わなければ事態の性格が一変する様な語でもない、即ち一種の修辞的な表現であると、押さえて始めた方が適當だろう。そう考えると業用語がない所でも「耕種」なり「召佃收租」なりの表現があること、あるいは「召佃收租管業」（二九）等の重ねた言い方もされる事等がかえつて注目もされる。

24 例えは律文上の例としては、戸律田宅典賣田宅条の重復典売の規定、「田宅從原典賣主為業」。また同条總註末尾「業主無力取贖、則非典主之過、仍聽管業」等。

25 例えれば極端な例として、胥吏の株の売買契の中に「此缺的係方聖兄業」、「此缺係錢贍兄分授之業」といった語を見ることがある（東京大学東洋文化研究所所蔵『蘇州金氏文書』四一四、一五）。

26 註23に言つた「耕種」「召佃收租」もその意味では同じ位置に立つだらう。

27 売契の用例に比べればやはり例は少ないが、原理的に使えないといふものではないことは、『事文類聚啓衡青錢』なる日用百科全書に、「典賣田地契式」という形で、書式として出賣同様出典についても為業管業なる語を用いた例があげられている。事からも明らかである（仁井田陞、「元明時代の村の規約と小作証書など」）、同『中国法制史研究、奴隸農奴法・家族村落法』一九六二、所収）。なお註24所引の律文の規定は皆、承典者をも対象として業なる語を用いている。

28 例えば、『民商事』に見える一種の営業権に関する次の二例等は、境界的な領域を示している。三九八頁「売水地段」、「城區之内、有以売水為業者、其所佔之地段、與其賣水之戶數、均有限制。如歇業後、讓与他人、以一人賣水之地段、可售銀六七元不等」。九五四頁「劇猪地段」、「貴池境內、以劇猪為業者、各佔有地段、如某鄉之猪、向婦申承劇、乙即不得越界擾劇」。そして或る分界有る地段上で、或る種の営業を営むる点では、田主業主も右と変らぬ事は、後述。逆に言えば、右の様な営業も権利として確立してゆくと後述の通りの「業」となる。

29 そしてこの視点に立つた上で、典もそうした「為業」「管業」をさせることだと考えると、註19で見た様な考え方が出でることになる。即ちそこに言う「所有權」とは質權と区別されるそれではなく、その時土地經營の正当性を持つ人間が、その土地との間で結ぶ関係を示している。その意味で承典中は、承典者の業という表現が現われる。また活売絶売の所で見た、土地經營の正当性付与という売の含意も、こうした業の考え方を背景において考えれば、その対象処分的な印象と矛盾なく理解しうる。

3 田面主・田底主

さてこの視点で見直す時、第一項に見た田面田の佃戸耕作のあり方が、前項に言う所の広義の「管業」としての属性を備えている事は容易に気づきうる。即ち該地上では、田主の嘗なむ租佃經營をめぐってばかりか、佃戸がその一契機として嘗なむ佃戸耕作という収益方法をめぐつてまでも、前佃前収益者が次佃次収益者を指名し、その正当性を付与してゆく構成が安定して成り立っている。そしてその佃戸耕作の正当性は、田主の意図とは関係なく、言わば別個独立に存続し、前佃から後佃に付与されてゆく。一地上に、田主租佃經營、佃戸耕作二つの収益方法が並存し、それぞれについて、前主から後主への正当性付与の連鎖が存在する。⁽¹⁾当然こうした認識は、史料中にも時に表明される。清代道光年間、福建省詔安県知県を勤めた陳盛韻が書いた『閩俗錄』卷一、建陽県「骨田皮田」⁽²⁾条。

同一田で骨皮と名を異にするのは何か。骨「田底」は田主であり、宜しく税契收糧過戸完糧すべし。皮「田面」は耕戸であり、宜しく骨「田底」に納租すべし。……一田を一は田骨、一は田皮と両戸に売与する者も有り、骨皮を一緒に売る者もある。田皮の売買はなべて骨主には相談しない。骨は管業であり、皮もまた管業である。骨に祖遺「父祖よりの相続」あれば、皮にもまた祖遺あり。

同書、卷一、古田県「根面田」条。

何をか田面「田底」と言うや。丁糧を全うする者なり。何をか田根「田面」と言うや。耕耘して面に納租する者也。……然らば則ち面「田底」が主なりや。曰く否。根もまた手置「手ずから買得する」あり、祖遺あり、自ら一契拠を持って管業耕種し、苟くも連租「欠租」なければ、田面は口出しすることは出来ない。

佃戸の行なうことも、田主同様に「祖遺」なり「手置」なりの形で独自の正当性を持つ収益行為である、という側面に着目すれば、前項に見た様な意味で、やはりそれにも「管業」という表現を用いたくもなる。

そしてこのような「管業」用法を介しての一田一主の田主土地売買との構造的な共通性に着目してゆけば、事態が田面主田底主という形で表現される時の意味も自ずから明らかになる。即ち一田一主の状態において、包括的土地区画をめぐり前経営者から次経営者への正当性付与の構成が存在したと同様に、今度はここでは租佃經營、佃戸耕作それぞれについて、前経営収益者から次経営収益者への正当性付与の構成が存在する。包括的土地区画の正当性付与が、土地売買と田主という収益対象側の移転帰属の表象を持ったと全く同様の意味で、ここではそれぞれの収益行為の正当性付与に、田面売買田面主、田底売買田底主という表象が対応する。田面田底とは言わば、先に見た「業」にあたる位置に立つ⁽³⁾。土地所有を語ると同様に、田面所有を語る例があつてもおかしくはないし、又逆に言えば「所有」の意味もそこにとどまろう。

しかしながら反面、このように整理してしまえば、余り表現に拘泥する必要も消えうせる。事実、同様の権利構成があつても、収租或いは納糧という点に着目して、なおそれを田主業主の土地と理解する仕方は存在し、また一方で田面田底といった対象分割的な表現をとりつゝも、田底側だけに「売」や「管業」という語を配当する事例は枚挙にいとまがない⁽⁴⁾。そしてそれらの事は、一田一主の状態が圧倒的な形で先行し、それを中心に用語も用いられてきた事情を考えれば、むしろ当然のことである。いずれと表現されようと、大切なことは、当該地上の佃戸耕作が田主とは別個独立に、前佃から後佃に正当性が付与される形で営なまれること、或いは営なまれうることそれ 자체にあり、その構成が定着すれば、やがては表現の側も移行する（ただ行論の便宜を考え、以下その構成あれば、我々は留保なしに

田面、田面主、田面売買の語を用いることにする)。

さて、以上の様に整理すると、田面田底慣行が当代土地法慣行全体に対し二つの側面を持つことが理解される。まず第一は、田面田底慣行と言つても、それは要は從前から様々の収益方法をめぐり成立してきた様々の「管業」の構成に単に一つ新たな種類が付け加わったにすぎない、という側面である。田面田底の関係が一旦出現してしまふと、意外な程に有り触れたものとして定着してしまふ理由も、そうした形式的な共通性に注目すればよく理解し得よう。しかし第二に、その「管業」の形をとつたのが、他ならぬ佃戸耕作であるという事は、現実的にも理論的にも無視しえぬ側面を形づくる。何よりも一田一主の状態が先行し、佃戸耕作はそうした土地上で當なまれるのである。しかも田面に先行し、またそれと並存する一般の佃戸耕作は、既に見た通り、基本的に田主の側の租佃經營選択の限りで當なまれまた存続するものにすぎなかつた。佃戸耕作が田主の意図、田主の交代に関りなく独自の、その意味で「物権的」な正当性を持つて當なまれるという事自体が、少なくとも当初は幾分か奇異なことであつたろうし、またそうした異和感をさておき純論理的に考えても、一田一主の先行を考えればそもそもそつとした正当性自体が何處に淵源するのかの問題は避け難い(例えば、前佃が次佃に佃戸耕作の正当性を与えるという右の構成を素朴に眺つても、最初の田面主の正当性の由来という問題が持ち上がる)。即ち、積極的に形成を語らずとも、田面田底慣行の類型的位置づけを考える為にすら実は、こうした佃戸耕作の正当性はどこからどのようにして調達されるのか、又広くそもそも佃戸耕作がそつした独自の正当性を持つという事態が、それに先行し、またそれと並存する他の佃戸耕作、租佃関係との間で如何なる類型的な連関を持つのか、という点についての解明が不可欠の問題として浮びあがつてくるのである。

さてこうした佃戸耕作の正当性の来源という視点で見る時、当然そこには一つの事態が予想される。一つは、その正当性が先行する包括的な権利者たる田主に淵源する、即ち田主が最初からそうした正当性を相手に付与する形で租佃関係を設定する場合であり、一つは、承佃後佃戸が事後的に独自の正当性を何處からか調達し、それで自らの現に営なむ佃戸耕作を基礎づける場合である。類型的整理の視点に立てば、前者についてはそうした正当性付与の形が、当代田主の行なう他の権利付与の諸形式（例えれば土地典売や一般的の召承佃）との間で持つ関係が主要な問題となり、また後者については、佃戸側の独自の基礎づけが如何なる形で、又何に依拠してなされたかが問題となろう。順次検討の中で明らかになる通り、いずれの事態も、田面田底関係以外の諸帰結を同時に生み出しつつ展開する。それゆえ当面問題を田面田底関係に狭く限定せずに、第二節では、広く田主が佃戸耕作（或いはより広く田主に対し恒常的な負担を負う土地経営）の物権的正当性を付与する手法のあり方と、その類型的位置づけについて、第三節では、広く佃戸側が、主に奪佃時に田主に対抗する形で行なう独目の正当性主張、或いはその他の要求の諸類型について順次検討してゆくことにしよう。⁽⁵⁾

1　ただ湖沼上の場合と違い、田主佃戸間には納租収租の負担関係が存する。にもかかわらず、それが田面主田底主の並存という表象で理解されるのは、本文に見た様に視点が両者間の負担関係よりも、各々の行なう収益行為の側に注がれていたからだと考えられる。田面主は佃戸耕作、田底主は租佃経営（具体的には徵租）で生計を立てる、その独自の正当性を持つという事が概念構成の基礎にある。しかし逆に言えば、そうした行為の正当性は來歴弁証の仕組みで確保されても、その収益の現実的な実現はもう一つ別の問題となり、基本的には各人の私事となる。田面主欠租の問題が、田面主佃戸耕作の正当性の問題としてではなく、基本的に田底主の収租実現の問題として考られる理由もそこに求め得よう。

2 『康雍乾時期城鄉人民反抗斗争資料』（一九七九、北京）、一二〇及び一二一頁。

3 その意味で、田面田底各々が、「皮業・骨業」（『民商事』四四〇頁）、「小業・大業」（同四三七頁）等と呼ばれ、両主が「業主・大業主」（同四三一頁）と呼ばれる例ある事は象徴的である。

4 例えば『民商事』四〇七頁、「[安徽省]歙邑買賣田地之契約、有大買小賣之區別。大買有管業、收租之權利、小賣則僅有耕種權、對於大買主仍應另立租約。大買契內註明『立大買契人、今將某号大買田出、売与某收租管業』等語。小賣契內則書『退頂、小買田人、今將受分小賣田出、退与某過割耕種』字樣。小賣與永佃之性質相近、小賣田之移転、大買主不得干涉。」そして当然、業という語を土地に密着した形で用いれば、「一業兩主」なる表現も登場するし（例えば、嘉慶『雲霄府志』卷二〇、紀遺）、また一方で「一業三主」と言いつつ、その一主のみを「業主」と呼ぶ例（同上卷四、土田）も出現する。

5 当面目的は、そうした佃戸耕作の正当性の来源、或いはその付与取得のあり方の類型的な位置を明らかにする点に置かれる。それゆえ以下の議論は、必らずしも田面田底関係の形成過程それ自体を網羅的に検討するという仕事とは重ならない。また広く田面田底関係の来源を考えてゆく場合、原田主が田面主として残り、むしろ正当性の来源が田底主側でこそ問われる形もあるが、應用問題と考え、とりあえず本稿では視点を佃戸耕作の側に限定する。△おわりに▽を参照。

第二節 田主による正当性付与

1 「頂与」の類型

当代、田主が佃戸耕作（或いは広く、田主に対して恒常的な負担を負う土地耕作經營）の物権的な正当性を付与す

る仕方が、幾つかの外形の下、一定の広がりをもって存在していた。

そうした田主の操作を最も典型的に現わした概念としては、例えば次の事例の中に現われる「頂与」という概念が注目される。『民商事』五八〇頁。

〔湖北省〕五峯県の佃約で、永佃権と相似せる者を、習俗上「頂田」と謂う。其れ田地を出頂するは、僅に佃権一部に關するのみと雖ど、然れど卻つて出売と異なる無く永く回贖せず。たとえば、甲田を乙に出頂与して耕種せしむるとき、甲を糧主と為し、乙を頂主と為し、甲は錢糧を完うし、乙は甲裸を納める。其の頂価は売価と較べて低きと為す。其の契約は官印契紙を用い、並びに須らく投稅すべく、均しく売買契約訂立の手続きと異なるところはない。後日、乙〔頂主〕が佃権を丙に転頂すれば、甲は即ち丙より收裸し、或いは甲〔糧主〕が田を丁に出売与すれば、丙は丁に納裸す。其の両下の移動は均しく自便とすべく、彼此は干渉することをえず。

そして、これを前節に言う「絶」の形の頂与の類型とすれば、当然これと並んで他方には「活」の形の頂与の類型も存在した。『民商事』同項は、統けて次の事例を載せる。

〔湖北省〕竹谿県の佃約で、永佃権と相似せる者を、習俗上「頂當權」と謂い、亦「明租暗典」とも称す。たとえば甲が乙田を買い、価銀を四百両と議す。ところが、甲には価に足るだけの銀がないので、そこで「甲は」該田を丙に出頂与して耕種せしめ、頂首銀三百両を得受し、乙価を償清する。丙は毎年甲に納裸し、頂田限期存続以内に於ては、丙は並びに任意に丁に転頂与しえ、甲の能く干渉する所に非ず。

頂當權、明租暗典、頂田限期等の表現が示唆する通り、これは回贖条件付の頂与と考えられる⁽¹⁾。これらいすれの事例においても、承頂者は田主から付与された正当性に基づき、その田主に対し「納裸」負担ある土地耕作を営なみ、

また自身、「転頂」を通じて次の耕作者にその正当性を付与してゆく。ここに言う土地頂与とは、まさしく本節の問題とする田主による佃戸耕作の物權的正当性付与に対応する構成と見ることができる。⁽²⁾

そしてこうした活絶両様の土地頂与を基準に整理するならば、例えば次の様な事例は、土地絶頂与の一変形として位置づける事ができよう。『民商事』四四〇頁。

〔江西省〕寧都県の習慣では、凡そ土地等の項の不動産には向より皮骨の分があり、山田塘に最も顯著である。

「骨業」とは業主の所有權であり、「皮業」とは業主の設定する所であり、佃權地上權と相似する。皮業設定の方法は、通常の買売と相似し、業主は価若干を得て「頂皮字」（売契と記載は略と同じで、但だ「頂皮業」の字様有ることで區別する）を立て、掌皮人（即ち佃權取得人）に付して拠となさしめ、掌皮人は価を付した後、「認租字」を立て、業主に付して拠となさしめ、毎年租若干を交す。掌皮人は又時に皮業を出卖し、「その場合は」価を得た後、「退皮字」を立て後掌皮人に交して拠となさしめ、後掌皮人は又、業主に向って「認租字」を立て、前掌皮人の原額に照して交租する。此の外に、又「皮骨帰一之業」というものがあり、そこでは佃戸は賃耕時に、但だ「白手借耕字」を立て業主に付交し、毎年認租若干をするだけで、この佃戸は不耕種時には、他人に譲渡することはできない。

絶の形で土地頂与がなされれば、田主は最早その佃戸耕作の正当性を抹消しえぬ以上、結果としてはそこに田面田底関係が生まれる。当然、一般の土地の方が予め「皮骨帰一之業」と考えられている様な所では、田主からの絶頂与自体も、最初からその田面部分の処分と理解されることになろう。⁽⁴⁾

また他面、次の如き事例は、反対に活の頂与の系統の一つとして位置づけられよう。『民商事』四四九頁。

「江西省」横峯県では、土地所有人が人を招いて承種させることを「佈」とい、佃種することを「討」という。彼此互いに字拠を立て、佈字は佃戸の執憑、討字は所有者の執憑となす。佃戸が所有者に出給すべき保証金は「頂価」とい、その数目の多少は、田地の畝分、並びに双方の協議を視て定める。……凡そ佃戸が佈字を執有するは、即ち永佃権の設定にして、永久の性質を有す。嗣後は、所有者が移転「交代」すると雖ども、亦これを更換する能わぬ、「佃戸の側は」並びに佈字を互相抵押し、或いは佃種を移転することを得（それを名づけて「脱」という。原佃は「脱肩字」を立てて「後佃に」給する）、所有者はそれに口をはさめない。惟だ佃戸が佃租を支付するのを怠った時は、所有者は起田「奪佃」を声明し、或いは自種、或いは另に招佃を行なうことを得、所欠の佃租は、前収の頂価内より扣還することを得。……現在、横峯県の東西北の三郷は、尚お旧時の習慣に仍つてゐるが、南郷では已に「慣行」は変わつており、僅に佃種者が「討字」一張を立てるだけで、所有者は「佈字」を立てない。その頂価も、佈字を立てる者に較べて少ない。故にこの項の佃田は、その結果、私自抵押及び移転すること能わず、所有者は並びに隨時起田をなし得る。故に佃権に永久の性質有りや無しやを問わんと欲すれば、全て曾つて佈字を立給せしや否や観て断を為す。

田主が佈字を立給することにより、佃戸は物権的正当性を得、田主交代に關わらず佃戸耕作を続け得、又次佃に正当性を与えることもできる。しかしその正当性は佃戸が欠租すれば田主により抹消される。即ちこれは佃戸欠租を回贖発動条件とする活の形の正当性付与の一類型として整理される。当然「活」ゆえ田面とは呼ばれず、また田面とも区別されねばならないが、しかし物権的正当性付与の視点から見れば両者の差異は単に回贖可能性の存否にあるにすぎないと言うことも可能である。

このように田主の行なう物權的正当性付与は活絶兩様の広がりを持つて存在し、絶与の形は田面田底關係を帰結する。それでは、こうした田主の正当性付与の形式が当代土地法の中でどのような位置を占めていたのだろうか。まず、右にあげた事例からだけでも、濃淡の差こそあれ、それが土地典売手続きと召承佃手続の中間にあること、即ち一面では、田主が契約を立てて相手に土地耕作の正当性を与えるという点で土地典売と共通する性格を持ち、又一面では相手に以後対田主の負担を負わせるという点で召承佃と共通する性格を持つ事は常識的に理解される。そしてより細かく史料を見てゆくと、現実的にもこれらの類型が、一般の物權的性格のない召承佃關係、普通の土地典売各々と重なりあう様な局面、或いは両義的な事例の存在することが気づかれる。

そこで次にまず次項で、右の横峯県の佈字立給事例を素材に、活の形の正当性付与と一般の召承佃關係との境界について考え（絶の正当性付与とそれとの関係は、第三節でまとめて考察する）、そして第三項では、活絶の正当性付与と土地典売との関係を論ずることにしよう。それら全体の持つ歴史的意味、或いは現実的背景については補論の中で間接的に論及する。

1 活絶兩例のより明確な対比としては、『民商事』六六七頁、「有訂明不拘年限備、取贖者、有訂明永頂不贖者」。本節第三項参照。

2 次の事例を見ると、この転頂自体においてもやはりまた活絶の兩様が有った様がうかがわれる。まず活について、『民商事』四八六頁、浙江省上虞県、「官頂者、業主直接頂与佃戶、立有頂契、契内載明頂佃若干、退佃時、可照原佃給還。私頂者、佃戶転頂与他佃戶、亦有頂契、契内写頂佃處空留地步、将来收回時、就空處照時價補填、名曰照時價回贖」。絶については同四九二頁、「官頂私頂、不独上虞縣有之、〔浙江〕龍游縣亦有之。惟上虞頂契内皆載明『可以回贖』、龍游則頂契内均載有『永不

找価、永不准贖』字様、遂至輶転相頂、產權者終無恢復原狀之一日。此其相異也。なおこの「私」が、勝手にという意味を

含むのか否か、史料の限りでは、はつきりとしない。なお転頂価が原頂価から乖離する事態については第三節第三項参照。

3 頂与の字は、既述の通り田面売契上にもしばしば現われ、後述の通り土地典売類似の事態にも用いられ、用語の範囲は非常に広い。おそらく最広義には、いかなる「業」の移転についてもこの字は用いられたかに見える。しかし本稿では一応右の如き事例を中心にして頂の語を用いることにする。

4 なお寧都県では、未墾の塘園をめぐつては「永頂」の語あるも未だ皮骨の名称は存在しない。『民商事』四三八頁参照。

2 高額押租との関係

さてそうした関心で先の横峯県の事例を前後段の共通性に着目して見直す時、そこでは佈字立給、物権的正当性付与の有無に限りなく「頂価」という金錢が承佃時に田主佃戸間で授受されていたこと（そして佈字立給せぬ場合はそれがやや低額だと言う）、そしてそれが佈字立給の場合についても「保証金」と呼ばれ、佃戸欠租時には「所欠の佃租は前収の頂価内より扣還される」と説明されていた点が注目される。即ち、その頂価の機能に着目する限り、佈字立給の事例まで含めてそこにある関係は、一般に広く見られる「押租」の慣行と変りない。

召承佃時に田主が佃戸欠租に備えて押租、頂首等々の名称の金錢を予取する慣行は当時各地で広く見られた。⁽¹⁾ そうした慣行が始まった経緯は、例えば次の様な史料の中に窺われる。『民商事』七六一頁。

〔奉天省〕東豊県の土地は肥沃で、地主は復た多く他県に遠在し、親しく自ら經營する能わず。故に招佃時に若し選択を加えず誤つて貧乏な者を招いた場合、拖欠の租項を索討するのは容易ではない。故に招佃の初め、多く

佃戸に押租金若干（毎晌地百数十元前後）を納めしめ、かわりに地主からは相当の利息（毎年每百元につき糧二三石前後）を出し、毎年冬季交租の時、「所定納租額からその分を」扣除する。殷実な佃戸でなければ、押租を繳納する力はないので、誤って貧戸を招くことはなくなる。

田主が一般に不在地主化し農村社会に対する有形無形のサンクション力を失なえば、佃戸欠租時に事後の追徴することは困難になる（前述の通り欠租奪佃慣行は、欠租に対する予防的効果はあっても、現実に起こつてしまつた欠租の追徴手段とはなりがたい）。そうした状況に対応して、召佃時に予め欠租引き当て金として押租が取られる慣行が広まつたことは十分に理解ができる。

押租はその性格上、佃戸が欠租なくして退佃する時にはその全額が田主より退還されるが、反対に欠租あればそこから欠租分が当然に扣除される⁽²⁾。又その額も、欠租に備えるという目的から言って、当該田地の租額一年分前後を標準とするが、必らずしもそれに縛られるものではなく⁽³⁾、右の押租額とその利子分の減租の対応関係を介し、田主佃戸議定の下、一定の減租に対応して押租を多収する「押重租輕」慣行も見られた⁽⁴⁾。

問題は、こうした押租授受、或いは押租の多寡と、佃戸耕作の権利との関係にある。即ちまず原則としては右に見た経緯から分る通り、押租自体は本来的には従来の慣行に従つて為される召承佃、奪退佃に際して付加的に授受される金錢にすぎず、その意味で少なくとも、その多寡に関りなく、従前の租佃慣行を変える必然性を持つものではない。そして事実大部分の場合は、押租が授受されても何ら租佃関係の有り方に変化は起らなかつた。自耕外売欠租あれば田主は奪佃を通告し、佃戸は退佃する。しかしそれでは押租自体は全く右の佈字立給事例の如き展開とは内在的な連関を持たないのかと言えば必ずしもそうとは言えない。事実押租が高額な場合には、次の如き事態が時に出現在し

た。『民商事』六一六頁。

〔湖南省湘鄉県〕たとえば、甲が田百畝を有し、価値が五千円だったとする。乙は佃規「押租」四千元を進じ、甲より該田を承佃する。甲は「撥耕字」を書し乙に交し、乙は「佃字」を書し甲に交し、その結果、田主佃戸の関係が成立する。たとい該田の租額が、年に二百石收取すべきものであったとしても、「重佃」あるがゆえに、年にただ三四十石納めればよい。かりに甲がこの田畝を丙に出売しても、乙の佃金を清償しないうちは契約を解除する事ができない。

逆に読めば、外売時には佃金を清償すれば奪佃しうるのであり、「撥耕字」には先の「佈字」の如き機能が予め与えられている訳ではない。しかしそれでも現実に押租が退還されぬ内は、土地外売に関わらず乙はその地で佃戸耕作を続けうる。田主に押租退還能力のない場合に起る事態としては、また次の様なケースも存在する。『民商事』一一四三頁。

〔湖北省〕鐘祥県では、佃田の立約を「領字」と呼ぶ。内に「領到某人田若干、莊房若干、毎年交穂若干」と記載する。例えば、田十畝で領錢「押租」十串、交穂十石という如くし、もし領錢が漏増すれば、毎年の交穂は必ず遞減する。……その領字は期限を定めず、或いは業主が退領収田を欲し、或いは佃戸が帰田取領を欲すれば、均しく各々その便を聽すべし。惟だ領錢を多く取りすぎ、「佃戸退佃時に」業主に退領の力無きときは、佃戸が賃貸借権をば任意に他人に譲与し、領価を取回するを聽し、仍お前約に照して辦理する。

この場合は田主側は何らの契約も立てないし、また一般に何らの特殊な授権もなされないが、退佃を申し出られた時、押租を現実に返す余力がなければ、こうした展開を認めるより他はない。

いすれの事態もその意味づけは両面から考えられよう。まず一面から言えば、いすれの事例も要は押租が事実上退還されていないという状態に対応する現象にすぎない。田主が現実に押租を退還してしまえば、或いはその余力あれば、事態はその他の召承佃の場合と変わらない。しかしながら見れば同じ事態は次の様にも見られることが気付かれよう。即ちそこでは佃戸は田主の押租未退還という事実を自らの正当性根拠にして佃戸耕作を営なんている。前者では押租を支払って得た「撥耕字」が、そうした正当性の憑拠として機能し、後者では、そうした独自の正当性を持つ地位が後佃に引きつがれている。奪退佃時には押租を退還しなければならぬという規範が安定して有れば、特殊な授権などせずとも、押租未退還の事実自体が佃戸が自らの耕作の正当性を対世的に主張する基礎となる。⁽⁵⁾右の事例は、押租一般に含まれるそうした機能が、押租高額による現実的な押租退還困難という事態の中で表に出てき、言わば事態を主導している事例と位置づけることができる。

そしてその視点に立って、先の田主佈字立給の事例と右の事例とを対比すれば、両者の差異は、田主押租退還能力の有無を問わずに、退佃時の後佃指名、後佃よりの押租回収を認めるか否か、又田地外売時の旧佃の居残りを認めるか否かの二点にあるにすぎない。そして田主に自耕の意志がない時には、その二つは田主にとって必ずしも受け入れ難い事ではない。租佃經營を行なう限りいすれ佃戸は必要なのである。前佃退佃時に既に後佃が決まっており、かつ押租授受も両者間で済んでいる事は田主にとって必ずしも不利な事ではなく、また収租目的で土地を買得する側にとっても、押租扣除分の代価で土地を買得しうる事は好都合できえある。特殊な権利付与の意識なくとも、事実上佃戸間の交代、旧佃の居残りは容認或いは放任されもしたろう（勿論弊害もあり、それが自覚される時、むしろ事後のに禁止の動きが起る。第三節三項参照）。その時ある状態は、結果として佈字立給の場合と変りなく、逆にそうした

状態を最初から自覚的に作り出すものとして佈字立給の事例は位置づけられる。

このように田主が活の形で佃戸耕作の正当性を与える佈字立給の事例は、召承佃時に押租が授受される慣行の一極と表裏する関係に立っている。そこでは佃戸の押租退還をめぐって持つ関係が佃戸独自の正当性要因として機能するという側面と、田主が活の形で一定の物権的正当性を付与抹消するという側面が、頂価と佈字を介して重なり合う。所謂「高額押租田」をめぐって起る展開はこうした境界で起る過渡的現象として理解しえよう（なおそれが或る経緯を経て「絶」の構成につながってゆく場合のある事については、第三節三項参照）。

1

押租慣行の実態に関しては、清水金次郎『契の研究』、一九四五。白石博男『清末湖南の農村社会——押租慣行と抗租傾向』（『中国近代化の社会構造』所収）、一九六〇。重田徳『清初における湖南の地主制について——『湖南省例成案』による小論』（『和田博士古稀記念東洋史論集』所収）、一九六一。久保田文次『清末四川の大佃戸——中国寄生地主制展開的一面』、小島淑

男『辛亥革命前後における蘇州府の農村社会と農民斗争』（いずれも『近代中国農村社会史研究』所収）、一九六七。草野靖、前掲G、一九七七等を参照した。

2

例えは『民商事』三四一頁、江蘇省淞江県「……佃戸退種時、由業主原頂首返還、如佃戸欠租時、業主得將原頂首抵扣」他同旨多數。

3

例えは『民商事』九八三頁、江西省新建県「……其繳納之額數、有恰如納額之額數者、亦有超過納租之額數者」。

4

押重租慣行については、前掲久保田文次氏の論文参照。なお『民商事』六一九頁。

5

こうした田主に対する金銭的な請求権の存在が、当該佃戸の佃戸耕作の対世的な（或いは物権的な）基礎づけとして機能するという展開は、次節に見る様に、佃戸が田主の土地に工本投下をした場合にも同様の形で起こってくる。

6 ただこの種の事態は、事實上進行するものである限り史料的には示し難い。せいぜい史料上現われる既に権利として定着し

てゐるという記述や、弊害を指摘し禁止するという記述から逆に、その事実の先行を推察するしかない。第三節参照。

3 土地典売との関係

田主が佃戸耕作の物権的正当性を付与するという事態は、一面では右の様に召承佃関係と連絡するが、他面では土地典売それ自体と重なりあう局面を持つてゐる。

まず、土地典売に際して、承買承典者と原主田主との間で何らかの名目の下実際に負担関係が設定される様な状況をめぐつては、両者は実質的にも相互浸透的である。それは特殊な事態を予想せずとも、例えば次の様な形でしばしば存在した。『民商事』一九八頁及び五一二頁。

「山西省左雲県」地を売るも糧を撥せずして僅に契内に「帶糧若干」と載明し、納糧の時に買主は売主に契載の糧数を交す。これを「帮交糧」と謂う。

「福建省建陽県」業主が田地を出賣するも、買主は毎に完糧の苦を畏れ、「毎年原業主に糧錢若干を貼給す」と議定し、該糧は仍お出賣の原業主より完納する。議貼の後、該田の糧に関しては、新買主は関係を持たない。

出卖時に過割をせず、その代りに毎年買主が売主原主に税糧代當分という名目で負担を負う関係が作られる。当然不過割は律文上禁止されていたが、事實上はよく見られ当然出典についても同じ構成は存在した。⁽¹⁾

ところが他方、頂与の事例を見てゆくと、頂与の側からも実質的には同じ関係は作り出される。『民商事』六六七頁。

〔陝西省嵐皋県〕たとえば、甲が田地一分を有し、中人に憑つて頂価錢數十串、或いは数百串となし、乙に出頂

与するとする。頂約を書立し、約内には「利益は乙に帰して享受せしむ。毎年〔乙は〕甲に帮糧、若干を与う」と註明する。そして「年限に拘わらず、価値われば取贖す」と訂明する者も、「永頂して贖さず」と訂明する者もある。前者は典業と異ならず、後者は売業と異なる。之を総するに、過糧せず亦投税せず。もし乙が丙に転頂しても、その糧穀は仍お甲の納むるに帰す。

「帮糧若干」の負担付の土地耕作の物権的正当性を与える活絶両様の頂与事例である。しかしここで行なわれてゐる事の実態に即せば、先の不過割の典売と実質的な差異はない。このように頂与の形は、その一方の極を推してゆくと、田主佃戸関係というよりは、むしろ土地典売手続に附加的に負担関係が存する状態と重なる部分を持つ。⁽²⁾ そしてそうした負担関係が実質的にも税糧負担代当分程度に止まればそれだけのことだが、その負担が実質的な収益の意味を持ち出せば、今度は逆に土地典売の側からも一種田主佃戸関係に類似した特殊な事態は生まれ出る。

その様な連関を念頭に置く時、例えば不過割の土地売買に一田両主関係発生の機縁を求める次の如き史料の説明は興味深い。康熙『〔福建〕漳浦県志』卷七、賦役志、上、田賦。知県の陳汝咸が、当地の「大租主（根租主）」「小税主」の分立の由来を説明した詳文の一節。

蓋し漳州根租の始めは、良家が業を本民に売るも開割過戸を議せず、田をば仍おかれの戸に留めて行糧し、業主「買主」の田租「買主が租佃經營して得た収租」の半を索し、以つて糧費に充つるに始まる。故に、豊歉を論ぜず、歳ごとに必ず盈を取り、甚しきは、業主の顆粒收むる無きも、租主「売主原主」の顆粒譲らざる者有り。其の酷勒するは、名を完糧に托すと雖も、租収の実数は糧に倍す。所謂、漳州の弊は売主に在りて買主に在ざる也。又、单寒の小姓、田を買うも戸の帰すべく無く、輒ち勢家戸内に寄せて、歳ごとに其の租を還す有り。

他の個所から推すに、ここでは宦家が威勢をかりて、土地出売時にも過割を許さず、強制的に税糧代納の仕組を作りあげ、実際には税糧負担額の倍におよぶ大租を買主業主から徴収する。それをされずとも、自ら立籍できない单寒小姓は、買田時には、誰か勢家とそうした関係を結んで税糧を支払うしかない。ただ問題となつた時点では、それは性格変化をとげているという。

但だ此の弊、相伝わること数百年、根租は亦復た輳転価買され、既に從前の白享「只儲け」の比に非ずして、業主因りて「半租に止まる」と曰うも、亦「業主がその地位を得る為に」授受「した金額」も半価に止まる。今、若し半価を以つて全田を得れば、則ち業主は僥倖を為すに似たり。価買を以つて一旦革除すれば、則ち租主は亦不平に似たり。……

根租主、業主（小税主）それぞれの地位が、そうしたものとして輳転流通するようになれば、単純に根租主の不法を言うこともできず、知県は、最終的には、業主による根租主の地位の有償償却の方策を打ち出し、「糧產帰一」を図つてゐる。言うまでもなく特殊な事情のからむ事例であり、ここから一般論を展開する事は危険だが、このような場合に、土地典売が結果として佃戸耕作の物権的正当性付与と同様の帰結を生む事は見てとれよう。

そしてこのように最初から明示的に土地典売手続がなされない場合でも、佃戸耕作の物権的正当性付与が土地典売の系統の考え方で了解されるというだけならば、それは押租と典との間でしばしば見られた関係である。例えば次は房屋の事例だが、押租を高くしてゆけば、特殊な設定をせずとも、何よりもその事自体が典との類似性を思い起こさせずにはおかしい。『民商事』六三〇頁。

〔陝西省長安県〕租賃の手続きを以つて典當の性質を含ませること。譬へば、房屋を他人に租与して居住せしむ

る時、頂首（即ち押租）を多収し、房租を少議する。其の定めて房租有るに因りて、純に當と謂うことを得ず、其の頂首重きに因りて、亦純に租と謂うを得ず。故に「半租半当」と名づく。

それゆえ例えば、嘉靖『〔福建〕龍巖県志』卷一、土田に見える「糞土田」の説明の様に、時には逆の連関も意識された。「糞土とは即ち其の田を糞する人也。佃丁は田主に銀幣を出し、其の田を質して以つて耕す。田に上下有れば即ち質にも厚薄あり。租を負せば則ち質を没す。沿習既に久しく私相授受し……」ここでは先に見た様な高額押租同様の事態が、最初から承典との連想においても理解され、また結果としては頂与がなされたと同様の展開につながつてゆく。

そしてこうした流動性は押重租軽の関係を介すると時に実質的にも奇妙な事態を生み出してゆくことになる。例えば、『民商事』六二〇頁、湖南省全省習慣。「……此の外に尚お田東〔田主〕が佃戸に向いて批規〔押租〕若干を加収し年租若干を減去する者有り。又年租全数を免除して、相当の數額を按照して、批規を加収する者有り。以上の兩種を俗に重批と呼び、或いは重莊と称す」。租額全数を免除すれば出典と實際上変りない。事実、明示的に典売を制限された旗地等の特殊な地目では租与の名目の下「錢到許贖、……錢無利息、地無租価」といった実質的な出典がなされていた⁽³⁾。即ちここでは、特に佃戸耕作の物權的正当性という構成をとらずとも、単に負担の増減を介することによつて租と典との間の相互浸透関係が起り、租の手法が典の中へ、典の手法が租の中に入り込むことになる。

このように、田主が佃戸耕作、或いは対田主負担付土地經營の正当性を付与する形は、一方では、召承佃關係に物權的構成が付加された状態と重なり、また他方では、土地典売に負担關係が付加された状態と重なる部分を持つてい

た。逆に言えば、第一項に見た様な土地頂与といった概念は、こうした双方の仕方でなされてきた事態を、負担付土地経営の正当性付与という形で独自に概念化したものと位置づけることもまた可能であろう。そしてそうした概念的な単位化の延長線上に、田面田底併有の田主による田面売与なる表現が生まれることになる。

1 典に関しては、『民商事』二九三頁「干錢糧」、同二九四頁「幫交糧」等参照。

2 『民商事』一一九三頁、湖南省安仁県「買壳山林書立頂契」は、山林売買には頂契が書かれる事を記した後、「實際上永頂与永売之契約、毫無差異、而頂契之価値、亦与壳契無輕重之別」と言つて両者の実質的等価を強調する。或いはある局面では、概念的にも両者間で相互浸透的な様相を呈していたのかもしれない。

3 『満州旧慣調査報告書・租權』、附錄六、(前掲『中國土地契約文書集(金一清)』一三九頁所録)。

〔補論〕「典租」の類型

本論では、田主が佃戸耕作の物権的正当性を付与する事態について、その性格と類型的な広がりを論じ、それが召承佃と土地典売兩者の中間に位置することを見た。しかし史料を見てゆくと、土地典売と召承佃をつなぐ形態としては、本論に述べたと全く別系統に立つ、もう一つの類型が存在していたことが気付かれる。そこで補論としてそれを補ない、合わせて兩類型の対比を通じて、本論ではふれられなかつたそうした類型の出現普及の背景について一般的な考察を加えておくことにしよう。

例えれば民国初年の史料を見てゆくと、数自体はそう多くはないにせよ、幾つかの地域で次の様な事例を見ることができる。『中国農村經濟資料統編』五一九頁。

「浙江省」一年を限りとする租期は、浙西でもしばしば見られる。ただそれは錢租を付す旱田で、しかも承種以前に租金を預繳するものに限られる。この種の制度は時に「典租」とも称せられ、富陽県の一年典田制と極めて類似する。しかし契約成立の動機、立契の名義、耕種者の社会的地位は同じではなく、一方は租、一方は典であり、必ずはつきりと区別されるべきものである。

租期一年で、その租を錢納の形で耕種前に支払う形式である。そしてそれと対比される浙江省富陽県の「一年典田制」については、『中國經濟年鑑』（一九三四）G一八二頁に、「富陽縣。佃田はさきより兩種に分れる。一は租、一は典であり、租は則ち當年償穀し、典は即ち先一年繳倅す。全県皆同じ」という記事を見ることができる。租との対比から考へると、典と言つても典価はその一年で償却された模様であり、確かに社会的背景を除けば、右の典租との外形的な区別は難しい。法的関係としては、いずれも一年間の土地使用収益の対価が、耕作開始に先立つて金錢的に支払われる関係である。

そして民国初年の華北農村の状況を示す貴重な資料、『中国農村慣行調査』全六卷の中では、こうした租期一年租錢前納の形が小作関係全体の中で非常に大きな比重を占めるものとして現われる。例えば第二卷河北省順義県沙井村では「租」と言えど、概ねこの形を指し、秋收後改めて再契約をしない限りは、自動的に租佃関係は解消される。その代り租金前納さえすれば、その一年間に關してはどう使用収益するかは承租者の自由にまかされ、理論的には又貸しも可能とされていて⁽¹⁾。そして第五卷河北省昌黎県では、同じ形が「典」という名称の下、行なわれていた（因みに

土地質入れの方はそこでは「當」と呼ばれる⁽²⁾。

こうした租期一年租錢前納の類型は、租の前納という視点で見れば、疑いもなく租佃關係（田主が土地を租佃經營し収租という形で収益する）の一類型であるが、他面、そこに存在している、田主が対価を取つて包括的な（租負担のない）土地經營を相手にさせる、という構成に着目すれば、土地典売に類似する。即ちこれも頂手や田面とは全く別の形とはいえ、召承佃、土地典売両者にまたがる位置に立つ類型と考えられる。そしてここにおいても、召承佃、土地典売それぞれの方向からこうした類型に接近してゆくことができる。

まず右の浙江省の「典租」慣行に限つて言うならば、それは現実的にも次の如き召承佃のあり方の產物である。

『中國經濟年鑑』G一八二頁。

〔浙江省新登縣〕……又一種あり。佃種するに出錢して出穀せず。名づけて典租となす。毎畝、年に洋五六元前後を約需す。凡そ典租金は、須らく半約を預繳し、亦全數を先繳する者有り。但だ承種人は償穀償錢を論ずるなく須からく契約有るべし〔即ち佃戸が租佃契を書く〕。

〔同餘杭縣〕農民が佃田するに租典の兩種あり。租田は秋收の豐歉に接じて繖米の多寡を定め、典田は田畝の優劣を視て典価の高下を定む。典価は愈よ高く、付錢は愈よ早く、甚しきは上年冬季に預付する者有り、亦本年両季に分けて付楚する者有り。租息不清なれば、即ち另に他佃を招く。

ベースに存在するのは、租の定額錢納化という事態である。そしてその中で租が競争的に前納されてゆく極に全數を前年に納める事態が出現する。民国初年にこうした事例がよく見られる、又或る地域の小作關係がほとんどこの形で占められていることがあるという事態の背景には、やはりこうした租の定額錢納化といった清末から広がる一般的

な事態を考えた方がふさわしく、民国時代の慣行の大半はこうした状況の産物と考えられよう。

しかし他面、類型として見るならば、こうした形式は土地典売の側からそのヴァリエーションの一種として導き出しことも可能であり、事実大分古い時代からそれに類似の事態は実在もした。例えば仁井田陞氏により紹介された明代万暦年間の日用百科全書『三才萬用正示』に見える「摧田文書式」なる契約書式の内容を見てみよう。⁽³⁾

某郷某都某図、立摧田書人某人。今將自己坐落某處、民田若干畝、情願出摧与某人耕種、一年二熟為滿。当日憑中、三面議定、每畝時值摧田、白銀若干、立文書之日、併収足無欠。所有田上糧租、出摧人自行辦納、不干得業人之事。如有虫傷風雹水旱災荒、眼同在田、平半分収、次年補種。係是二辺情愿、故非相逼。恐後無憑、立此摧田文書為照。某年月、立摧田文書某人。

摧田価若干という対価の代りに、一年二熟の間その土地を耕種する権利を与えるべく、田主が立てて相手に付執する契である。そして同様の性格は次の様な唐代の租佃契の中にも見てとることができる。池田温氏の「中国古代の租佃契」の録文に従つて、その中の一件（XIV唐天復二年⁽⁹⁰²⁾十一月九日劉加興租与地契）を抄録する。⁽⁴⁾

……慈惠郷百姓劉加興、城東□渠上口地四畝共十畝、闕乏人力、（佃）種不得、遂祖^(租)與當鄉百姓樊曹子、（佃）種參年。斷作三年価直、乾貨斛斟壠拾貳石、麦粟五石、布壹疋肆拾尺、又布三丈。……其地及物、當日交相分付。兩共對面平章、一定^(以)與後、不許休悔。……

田主が立てて相手に付し、今後三年間の耕作を許す契であり、完全な錢納前納とは言ひがたいにせよ、基本的な構成は、前掲「摧田文書式」同様、一定の対価を取り契拠をして一定期間の耕種の正当性を与える関係である。

そしてこの二つの契約文書を成心なく見る時、それが土地經營の憑拠という意味で典売契に近い性格をも持つこ

と、また行なわれている事が、田主が相手に契約を付して包括的な土地經營をさせる点で、第一節に述べた土地典売と一定の関連を持つことは簡単に見てとれる。連関を強調して対比をすれば、田主が対価を取つて以後相手に永遠にその土地經營収益の正当性を与えるのが「絶売」、回賃可能性を付するのが「典」「活売」、それに対し一定期限の土地經營収益の正当性を付与するのがこの「権与」「租与」という位置づけになる。その意味でそれは時系列で分割した土地売与とも、典価が償却される土地典与とも言いうる。当然こうした形式は土地典売の構成さえあれば、土地典売の必要にまで至らぬ所有地と保有労働力の一時的アンバランス（闕乏人力、佃種不得）の解消、土地の一時的融通といった、一般の租佃関係とは一応次元を異にする社会関係の必要から自然に編み出されよう。古くからあること自体に不思議はない。民国初年の事態は、現実的にはおそらく先に見た様な租錢の先納の方向から出てきたものと予想されるが、結果として出来た状態から言えば、こうした類型の期限一年のものと連続する（或いは先の「典租」と社会的背景において区別されるべきだとされた浙江富陽の「一年典田制」は、現実的にもこうした社会関係に対応するものなのかもしねい）。

そしてこのように民国初年の典租慣行が、召承佃、土地典売両方向に向かつて広がつてゆきうる背景には、自明のことながら、佃戸の土地經營と、田主承典者の行なう様な土地經營との間に納租負担の有無の一点を除いては実質的な差異がなくなっていたこと、即ち佃戸耕作が一般に田主から作付指示や種子肥料の補給等をうけぬ自立自律的な經營として存在していたことが、前提として予想されよう。だからこそ召承佃においても、租錢前納の形で納租負担を前にくり出してしまえば、土地典売レベルの操作と外形的な区別が消滅し、或いは逆に言えば、召承佃、租佃經營が土地典売類似の仕方で営なまれることになる。

そして振り返って見ると、本論で見た頂与系統の展開においても、その背景には同様の佃戸耕作と田主土地經營との接近という事情を見てとれる。負担付土地典売との接近は、何よりも現実的にそれを証すし、また直接的にはそれと結びつかない高額押租の事例にしても、押租授受、押重租輕といった操作 자체が佃戸耕作の自立經營化、定額租化の対応物である。頂与系統の展開の前提する佃戸耕作も、結局は、田主承典者の土地經營と同様の実を持つものと考えられ、逆に言えばそのような事態に対応する新たな土地經營運用の手法として頂与系統の類型も普及する。

そう考えれば本論補論いすれも、佃戸耕作の自立經營化、土地典売と召承佃の事実上の接近という事態に対応する構成、そうした事態に対する田主の法的対処の両様として理解しうる。そしておそらくはこの二つが法的対処方法の両極をなしていよう。即ち典租は納租負担を前にくり出すことで、そうした佃戸耕作を用いての土地經營を土地典売の側に純化した形を示している。土地典売の側から見れば、それは田主の持つ永遠の土地經營の権利（業）を時間的に細分化して切り売りする仕方である。それに対し頂与は、更にその極にある田面売与のレベルで見れば分る通り、そうした自立的佃戸耕作を、まさにそしたものとして物權的正当性付与の対象としてゆく（そしてその正当性の付与抹消の形で租佃関係を設定解消する）方向で純化した形であり、右との対比で見れば、それは田主の業を収益方法に従つて分割しつつ運用する仕方と理解されよう。

当代租佃関係をめぐり現われる法的な事態も、第一節一項で見た典型的な召承佃関係と、この両極とで作る扇状地の中にそれぞれ位置づけて理解することが可能である。ただ当然ながら多くの事態は両義的である。例えば押租にしても、それは一面では高額押租を介して頂与の方向にむすびつくが、他面では租數全額を欠租しそれが原納押租で抵償された状態を考えれば、租の前納と変りはない。次のような事例の解釈にしても微妙なものとなろう。『民商事』三

四八頁。

〔江蘇省〕如皋県の習慣では、佃戸が業主の田を承種するときには、訂約包租の始めて須らく約に照して次年の租利を預完せねばならず、そうしてはじめて斯田の承種を開始し得る。如し日後、業主が撤佃するに苟しくも欠租なければ、仍お須らく此の項の預租を退還せねばならない。又承佃期内に在りて、倘し業主が是の項の田畠を他人に典売移転すれば、則ち此の種の預付の租利を、亦該典売文契の価値内に併算することを得る。

典売時には当事者間では押租額を引いた金錢が授受され、佃戸への押租退還は新主が行なう。事態の印象は承佃期間の解釈次第で如何様にも変わる。というより恐らく事態自体が両面への展開の可能性をはらんでいる。租期一年の方向に徹底してゆけば、租錢前納の形に傾き、租期を長くとつてゆけば「佈字」立給の類型に傾こう。

このように租佃関係全体のあり方の中に置いてみると、本論に述べた頂手の系統の事態は、佃戸耕作の自立経営化、その田主土地經營との実態上の接近という状況に対する田主の法的対処の一極として位置づけられる。しかし状況に対処したのはなにも田主の側だけではない。佃戸の側が自立経営化、そこから生まれる事実上の経済的な利益に先手を打つて対処した様については次節で見ることになるだろう。

1 『中國農村慣習調査』、第二卷、九四頁以下参照。

2 同右書、第五卷、四頁。

3 仁井田陞、前掲「元明時代の村の規約と小作証書など」七六一頁所引。

4 池田温「中国古代の租佃契（上）」『東洋文化研究所紀要』第六〇冊、一九七三。

5 こうした土地小作と土地売買との形式的共通性、連続性については、既に磯田進氏により河北省欒城県の慣習をめぐり指摘

がなされている。同「北支の小作——その性格とその法律関係（四）」、『法学協会雑誌』第六一卷五号、一九四三、七〇頁。

第三節 佃戸の正当性主張

1 奪佃時の佃戸主張

田主が最初の租佃関係設定に際し佃戸耕作の物権的基礎づけを与えるという手法をとらずとも、じく普通に承佃した佃戸が、その後事後的に自らの営なむ佃戸耕作をめぐり独自の正当性を獲得すれば、そこにも結果として対世的、物権的に基礎づけられた佃戸耕作が出現する。また当初、活の頂与の系統の正当性付与がなされた様な場合でも、その後佃戸が田主によつて抹消不能な形で自らの佃戸耕作を別途基礎づけうれば、結果として絶頂与がなされたと同様の構成が生まれうる。

勿論、事の性質上、同じ基礎づけと言つても、田主により設定され、またそれゆえ田主に正当性が淵源する場合と異なり、必らずしも常に物権的に基礎づけられた佃戸耕作として田主やその他の人々に自明に受容されるとは限らず、また最初から明示的にそうした形をとることも稀であった。それは通例、田主がいざ奪佃しようとする時点では、それに対し佃戸が、自分には某々の事由があるので単純に奪佃される謂れはないと言つて抵抗する、という形で表面化し、そしてそれゆえ、とりあえずは佃戸の側からする一方的な主張という形で存在した。例えば、光緒〔広東〕清遠県志」卷首、「嚴禁完產索贖、暨頑佃踞耕逼租告示」の一節。⁽¹⁾

佃人が田地を批耕「承佃」し、如も租課を拖欠したならば、田主が別に召佃批耕するを聽すべきである。ところが粵東「廣東」の頑佃は、田が彼の村に所在するを以って把持耕種し、租穀は終年不清であり、或いは田主が改批別佃を欲すれば、則ち「頂首糞質」の名目を藉称し、踞して世業となし、田主の改批を容れず、亦別人の承耕を容れず、逞兇撒濶して、往往命案「人命事件」を醸成する。

田主が奪佃しようとする、佃戸は「頂首糞質」なる彼特有の事由（内容後述）を持ち出し立退かない。佃戸主張の通りだとすれば、彼により當なまゝてあるのは田主によつてすら抹消しえない独自の正当性ある佃戸耕作、即ち田面ということになるが、田主から見ればそれは単なる霸佔霸耕と異なる所なく、佃戸が何を言おうとそれは霸佔の実態を覆い隠すべく「某々の名目を藉称」しているにすぎないものとされる。紛争が起るのも当然である。また佃戸が奪佃に抗する仕方としては、もう一つ次の様な形も存在した。同治『[江西]瑞金県志』卷一六、「嚴禁退脚科歎名色示」の一節。

「主弱佃強の状勢下、抗租が相次ぐ状況を述べ」そこで田主は、肉を剝つて瘡を医さんと、やむなく忍を呑んで起田自種せんとしたところ、思いもかけぬことに、「佃戸は」一呼百諾、鳥合蜂起し、竿を掲げ衆を集め、「退脚の説」を創り、毎畝一両前後の金錢を要求し、それが支払われて始めて田を還すを肯じ、しからざれば拠して已業となし、彼の更張するに任す。

表面に押し出されるのは「退脚」銀両の支給という金錢的 requirement だが、それと表裏する形で、それが支給されるまでには退佃しない、という自らの佃戸耕作に対する独自の正当性の主張がなされる。⁽³⁾ ここでも事態は紛争をはらんでいる。

佃戸が独自に行なう佃戸耕作の基礎づけの問題とは、結局はこうした田主奪佃に対し佃戸が様々な事由を持ち出して試みる様々の主張の集積としてあり、また田主とは直接関係ない他の局面（例えば、前佃戸と後佃戸との間）で始まつた展開も、結局はそこに至つて真贋当否が試される。佃戸が独自に（田主から見ればしばしば、勝手に）行なうことゆえ、当然持ち出される事由に限定はなく、また右の二例がいずれも紛争状態を記することから分る通り、何の事由が、どのような法的効果を生むのかについて、必ずしも予め安定した共通了解が常に存在していた訳でもない。紛争となれば、当然そこで主佃双方の暴力的契機が機能することも避け難く、「逞兎撤潰」は常態となろう。⁽⁴⁾ 佃戸の行なう基礎づけとは、大半はこうした緊張の中で行なわれる出来事である。しかし反面、後述の通り、そうした個々の佃戸の行なう基礎づけの中からも結果的に安定した物権的な佃戸耕作が出現する事例も存在し、また幾つかの事由に關しては、度重なる紛争を介して、その地その地の慣行的な規範も生まれうる。その意味で事態は一面で田主佃戸の暴力的紛争の側面を持つが、他面では一つの事実（例えば、佃戸が開墾をしたという事実）に対する田主佃戸双方の意味づけの争いの側面を持つ。双方の主張はそれぞれの規範的背景を持ち、一方の勝利は一方の規範の定着を生む。⁽⁵⁾ そこで本節では、そうした事態の規範的側面に着目して、佃戸の持ち出す幾つかの事由、それを用いての幾つかの基礎づけ方について、簡単な整理検討を加えてみるとしよう。

さて問題は、佃戸主張の事由、佃戸がその主張を行なう状況、その二つが微妙にからみ合つた形で存在する。まず佃戸の援用する事由について見るならば、田主の土地を開墾（或いは肥培）したという事実が何と言つてもその中で大きな比重を占めている。そこで次項では最初に、開墾佃戸は当代如何なる待遇を受けたか、佃戸開墾という事実は彼の佃戸耕作に対しいかなる意味を持つと考えられたか、その両極について予備的一般的に考察しよう。ただそうし

た開墾の場合にせよ、真に困難な問題はしばしば開墾事実を援用する佃戸が、開墾佃戸当人ではなく、開墾佃戸からその地位を譲り受けた佃戸である、即ち田主佃戸間で具体的に紛争が起る前に既に一ステップ佃戸間で事態の展開が進んでいるという所から起つてくる。そしてそうした佃戸間での交代関係をめぐる独自の展開は何も開墾に限らず、初発の召佃後、或いは押租田や活頂与田の転頂等の外形の下、或いはより単純な租佃関係をめぐつても換佃時に事實上伴なう前佃後佃間の交渉関係を通じ様々の所から起こり、紛争時に佃戸主張の特殊な背景を為したり、或いはその事自体が、彼の佃戸耕作を基礎づけるべき独自の事由として援用されもする。例えば、『民商事』五四四頁。

〔浙江省連江县〕「当地では田面田底慣行があつたことを説明したあと」この外にさらに、本より田主でもなく、他人の田根「田面、即ちそれを又小作する」や根面俱全の田を承抵し、耕種年久しく、輶転承批する場合がある。甚しきは数十年を越し、歴佃十餘人に至る。此の時、佃戸は儼然と根主権の効力を発生させ、田主は退佃を欲すと雖ども勢い自由にし難い。故に連江の民事訴訟では、羈佔抗租の案件が十中八九を占める。

少なくとも当初設定された関係は田面ではない。しかしながら、「耕種年久しく輶転承批」され、そのあげくその展開末尾の佃戸は田主奪佃に対し田面の主張を始める。細かな事情、背景は全く不明だが、佃戸間での展開が事態に規定的に作用していることは明らかである。そこで第三項では視点を変えて、このように紛争に先行して事實上佃戸間で起ころる展開について、まず名目如何を問わずその態様を一般的類型的に考察し、ついでその末端において佃戸の持ち出す事由、行なう主張の特色について簡単な整理を行なつて見ることにしよう。

1 広東の状況については、前田勝太郎氏の前掲論文に教えられた。

2 『康雍乾時期城鄉人民反抗斗争資料』、八〇頁。森正夫「十七世紀の福建寧化県における黃連の抗租反乱」(三)、『名古屋大学

文学部研究論集』(史学) 25、一九七八、の訳文を参照させていただいた。

3 その意味でこれは前節の用語で言ふ、「活」の形の佃戸耕作の正当性主張と考えられる。そして振り返って見れば、高額押租田で奪佃時になされる、押租が退還されぬ限りは奪佃に応じないという対応も、一面ではこうした佃戸主張の側面から理解することができる。ただ押租の場合には、奪退佃時に田主は押租を退還しなければならないという規範が、当初から社会の中に自明にあるという点が異なっている。

4 田主の側ばかりではなく佃戸の側にも振るべき手段は多々存在し、また後述の通り、実力は田主に対してではなく田主の換佃した新佃に対して向けられることもあった。例えば、軍家之佃、祖遺之佃、附近之佃、原主之佃といった「霸種之悪佃」と田主新佃との関係について、『湖南省例成案』工律、河防、卷一、乾隆三年布政使張璽以下四名の詳文所引の岳州府同治陳九昌の詳文の一節(重田徳『清代社会經濟史研究』六九頁参照)。

田主に在りて情極まりて送官すれば未だ嘗つて追せざるはなし。然れども皆有名無実。況んや田主一たび訟に涉れば、守候の盤費、往返の耽延有るを免れず。所缺の租を計り、たとい数の如く追還せしむるも、尙然得は失を償わず。況んや告官するも未だ必ずしも即追せず、追するも未だ必ずしも全還せざるをや。ここを以つて田主は只睡忍するほかなく、悪佃は且つ以つて彼をいかんともする無しと為す。

亦田主甘んぜずして、田をば另に別人を召して耕種せしむる有るも、旧佃は虎躍鳩占し可惡なること多端なり。或いは老病の父母をば放死して囮頬し、或いは撤流の婦女をして辱罵上門せしめ、或いは佃頂の世業と称して陋規を横索し、或いは肘腋の良田、誰か敢えて接種せんと称す。是に於いて新佃は畏れて敢えて譲せず、裏足して退するを情願し、此の田は竟に佃戸の世業と為り、永く還租の日無し。

5 基本的に個別田主佃戸間の紛争にすぎぬ佃戸側の正当性主張の問題が、一地域全体の問題とならざるを得ない理由もここに

求めうる。例えはある地域で広く承佃時に前佃に金銭を支払う状態ある時、その金銭授受をどう意味づけるかは、関連する田主佃戸全ての利害に波及し、それゆえ争いも田主総体、佃戸総体という対立に拡大する。從来度々論ぜられてきた江西省寧都県における「田皮退脚」等に関する長年にわたる紛争も、そうした銀両の意味づけをめぐり、田主層佃戸層が知県を間にはさんで綱引きをしている状態と見ることができる。いずれにせよ、こうした個別的紛争と慣行的規範の相互関係、慣行的規範の定立における地方官の役割り、その出す告示の機能といった問題は、改めて別に考えるべき大きな問題領域をなす。

2 佃戸による開墾

佃戸が田主の土地を開墾した場合（或いは開墾者が佃戸となつた場合）その佃戸は如何なる権利を持つのか、或いは逆に言えば、佃戸開墾という事実は彼の佃戸耕作に対し如何なる意味を持つと考えられたのかという問題は、当代においても必ずしも一義自明の解答を持つていた訳ではない。というより一義自明の解答がないからこそ次の様な紛争も起ころう。例えば『民商事』一七頁。

〔直隸省天津県〕津地臨海地帯は、各国未だ通商せざる以前に在りては、地曠人稀、地価極廉にして不毛なる者甚だ多く、業主は些少の錢を出さば、即ち大宗の地敵を購得すべし。然れど収穫する所無ければ石田と異なる無く、ここに於いて貧人を招して墾種せしむ。定約の始め、租価極めて廉く、且つ多く約内に「不准増租奪佃」の字樣を写明せり。昔、物力賤き時に在りては、猶お輕輒なきも、清季に至りて糧米価が逐漸騰貴すれば、田地所有者にあつて負担は亦逐漸加重し、佃戸と業主の損益は反比例する。ここに於いて業主は遂に増租を議し、佃戸が反抗すれば則ち別の佃戸に承種させると言ひ出し、そこで訟端が起たり、甚しきは衆を聚めて強要するといつ

た事態まで起ることになる。……

開墾佃戸が何か特別な権利を持つことは、さすがに当初から主佃間で共通了解があり、だからこそ「不准増租奪佃」と約されもする。しかし、かと言つてそこで田面付与といった明確な設定がなされた訳ではない。主佃双方がその状態に満足して収租納租を続ける限りはそれで何の問題もないが、或る日その安寧が何らかの事情でくずされば、そこで、開墾佃戸の持つ権利の正確な界限、佃戸開墾という事実の正確な法的意味が改めて問い合わせなければならないことになる。破綻は右の様な所以外にも、佃戸の欠租、田主の自耕外売いすれの所からも起り得る。さてそれぞれの場合、どうしたものか、答えは簡単には決まらない。

問題の困難さは、例えば甘肅巡撫黃廷桂が、右と少々経緯は違うが、結局同様に「永遠承耕、不許奪佃」の団約を交した開墾佃戸の子孫をめぐる紛争に対して示した処理規定の中にも見てとれる。『大清高宗純皇帝実錄』卷一七五、乾隆七年九月乙酉、戸部議覆。⁽¹⁾

臣査するに、「甘肅以外の」各省の業主の田は、業主が資財を出して買得し、力作を招いて承佃耕作させるもので、佃戸の去留は田主に憑り、甘肅省の佃戸の様ではない。「しかし」甘肅の佃戸の祖父は、草萊を芟刈し、荒蕪を闢治し、築土建莊し、その辛勤は一般の佃戸に比して百倍す。而してその子孫が佃戸たるを求めて得られないというのでは、実に情理に協さないことになる。そこで次の様にしていただきたい。①当日墾荒の原佃の子孫に對しては、業主収租にもし拖欠があつた時でも、告官押迫のみさせ、奪佃することは許さない。もし意図的「有意」に租を抗欠すること三年に至つた場合に、はじめて地方官に呈明し訊実駆逐することを許し、田は業主に帰す。②若し業主が貧乏になり田を別売する時には、売契内に「佃戸は原墾人の子孫である。旧に照して承種せ

しめ、易佃を許さず」と註明させる。(「若し業主の子孫が自種を欲する時には、肥瘠の地畝をば各々一半に分ち、合同契を立明し、官に報じて記録にとどむ「主佃双方が以後それぞれの土地を所有する」。……

結果として描かれる事態は一見田面田に類似するが、まず規定全体を通じて佃戸側がその地位を処分する場合などもとより念頭になく、また欠租時の奪佃の可否についても、問題は「有意抗欠糧租至三年者」という形で基本的に佃戸欠租の質的性格に着目した整理がなされ、意図を問わざる欠租の量的積算とその田面価との抵銷という田面田での論理とは区別される。⁽²⁾ 又田主の自耕奪佃も許されており、しかもその場合もその佃戸耕作の権利の社会的価値の差異等に関りなく土地中分が結論される。田面田の論理（或いは次に述べる投下工本の論理）で考えるべくは、余りに事態は不徹底である。しかし反面、官憲が開墾佃戸及びその善良なる子孫の生業を維持せんとする意図の下、それと田主生業との調節を図る施策と考えれば、こうした「質的」な規定の仕方も理解できなくはない。⁽³⁾ 同様の発想は、この他にも、官憲の介在する開墾事例の中で時に目にすることができる。⁽⁴⁾

しかし逆に言えば、官憲の介在しない所（そしてそれが大部分を占める）では、この様な中途半端な（或いは木目の細かい）処理がなされることは稀であった。民間の展開に任せる時、開墾佃戸の処遇の仕方はむしろより徹底した次の二つの方向に收斂していった様に見え、そしてそれは佃戸開墾という事実が当代土地法慣行の中に占めうる二つの論理的な文脈に対応するものと考えられる。

まず一方の極を占める類型は、佃戸開墾という事態を、佃戸が開墾の為に投下した労力資材（開墾工本）を軸に理解し、それをめぐる関係として主佃間の問題を処理してゆこう、という仕方であり、奪佃の局面で言えば、それは、「若し起佃を欲すれば、必ず須らく原費工本を照還すべし」（『西江視農紀事』⁽⁵⁾）という対応となつて現われる。背後

にある論理は簡単明瞭、次の様に理解しえよう。佃戸は、田主の土地を田主に代って開墾熟成したのである。当然田主はその為に佃戸が投下した工本については別途清算すべきである。この考え方の下では、開墾佃戸の処遇の問題は、最終的には佃戸投下実費の補償清算の問題として整理しうることになり、欠租奪佃の問題も、一般に欠租額と投下工本額の相殺の問題として、経済的に処理しうることになる。⁽⁶⁾

そしてこの類型は、時に開墾段階で田主のとする次の様な手法と照応する。『中国農村經濟資料統編』五七〇頁。

東三省北部の租種生荒制度は、通常「三年四租」から「五年六租」に至る。所謂「三年四租」とは、即ち佃農が「開墾後」第一年から第三年までは納租せず、第四年から納租を始める事である。佃農の不納租の権利は、地主が償付すべき墾荒投資の代価と等しい。もし免租期間中に地主が辞佃〔奪佃〕する場合には、例に照して、墾熟田地の面積及び当地の賃金に按じて墾費を酌給しなければならない。免租期が満ちれば、地主は随意土地を收回でき、佃農も亦任意に退佃しうる。もし續租を願えば、その租期は別に定めるが、但だ免租年限は例に依れば延長しない。北部は地広人稀であり、免租待墾の地が甚だ多く、佃農は毎々に免租期が満ちれば、退租して他徙し、別に免租の地を墾す。故に墾荒制度下の租期は、無形の中に固定の限制を持つている。

開墾に関わる特殊な事情は、開墾後数年間の免租により相殺され尽してしまい、その後は普通の租佃関係が結ばれる。ここまで徹底してしまうと、事態は佃戸の開墾というより、むしろ土地開墾のみの請負い（免租はその代価の支払方法）に近づくが、機能している論理、佃戸開墾についての考え方の共通性は容易にみてとれよう。差異は、工本償還の手法、償還の時期の差異にすぎない。両慣行の先後関係は不明だが、このような類型的広がりを持つて、佃戸

開墾を開墾工本の問題として理解し処理する仕方が一方に存在する。

ただそうした考えが定着すればしたで、いずれの方向からも次の如き展開は起りうる。『民商事』三九五頁。
「安徽省貴池県」未墾の荒地について召佃して承墾せしめた時は、必ず佃戸の墾熟して獲利するを俟ちて後、はじめて立約し、畠に按じて計租することができる。但し、「開墾熟成後」その佃戸が承種できない場合には、「その佃戸は」他佃に私頂与して接種せしめ、頂札銀若干を收回することを得。業主は即ち後の佃戸に向いて換約し、直接収租する。如し、業主が、佃戸欠租に因りその退荘を欲すれば、亦必らず開墾の工資を酌給して退荘費となさねばならない。

開墾佃戸の地位が次佃に引きつがれてゆく。しかし開墾工本を償還すればいすれ奪佃しうると考える限り、田主とて租佃經營を続ける為には次の佃戸が必要なのであり、しかもこうしたやり方をすれば現実的な工本償還を後佃退佃時まで繰り延べしうるという利点もあるので、あえてこうした展開に反対する理由もなく、また免租期間を設定したり、退佃を申し出られて即座に工本を償還する余裕が田主に現になれば、こうした展開を許すより他に仕方がない。行なわれている事は一面から見れば、佃戸間での開墾工本の立替え払いにすぎないが、他面から見れば、開墾工本をめぐって特殊に基礎づけられた佃戸耕作の地位が移譲されてゆくこともある。そう考えれば、改めて言うまでもなく、ここにある論理構造が前節に述べた高額押租田をめぐる構造と基本的に変わらないことが理解されよう。承佃時田主に払った押租の代りに、開墾時田主の土地に投下した工本が位置し、奪退佃時に押租退還すべし、という規範の代りに、奪退佃時に工本償還すべし、という規範が位置をする。この様な論理に従う時、開墾佃戸は結果的に活の項与がなされたと同様の地位に立つことになり、佃戸開墾（開墾工本投下）という事実は、開墾工本未償還の限り

において、彼及び彼から引き継いだ佃戸の佃戸耕作の物権的基礎づけとして機能する。初めに紹介した草野氏の理論構成は、佃戸開墾をめぐって一面で存するこうした論理⁽⁷⁾、こうした事実に対応する。

ところが、開墾佃戸の処遇のされ方、その迎える最終的帰結を見てゆくと、以上の如き展開とは必ずしも同一視できぬもう一つの類型も存在する。『民商事』三一七頁。

查するに江蘇の佃戸が田畠を種するに肥土の称有り、又呼びて田面と為す。即ち佃戸は業主田地上に相当の地価を有す。……その発生の原因は、洪楊兵燹「太平天国」以後、業主は流離し土地は荒蕪す。佃戸は即ち投資耕種し、業主帰来するに迨り、即ち「業主は」佃戸に特別の利益を許し、その永遠耕種するを准す。相沿日久しくして、佃戸は竟にその永佃權を持ち、視て一部分の所有權と為し、業主の自由な奪佃を准さず、業主も亦異議をとなえない。故に該習慣の近來の效力をみると、佃戸は子孫に永遠佃種させることも、或いは任意に田面部分（即ち永佃權）を変売抵押することもでき、もし田租を積欠し業主が訴訟を提起した場合でも、せいぜい追租をなしうる程度で、退佃を請求することまではできない。こうした訴訟案件が起つた場合は、その習慣の效力に照して辦理してはじめて両当事者が納得する。

少なくともその結果においては、原投下工本実費の償還という論理は表面には出でこない（「相沿日久しくして」という文言の含意については次項で考へる）。そして同様の展開帰結は、佃戸開墾の場合だけでなく、佃戸が承佃後田主の土地を「肥培」（地力増進）した場合についても見ることができる。『民商事』五〇九頁。

〔福建省〕南平県の習慣では、同一土地上に二個の所有權が存在しうる。一は苗田所有權と曰い、一は税田所有權と曰う（順昌建甌等の県では骨田皮田と称す）。此の二個の所有權は、単独で売買譲与継続「相続の意か」し

うる。例えば、年に百五十石収穫しうる甲の田に、乙を招いて承佃させたところ、乙は農事に勤労し、工料を惜まず、その田を年に百五十石収穫しうるまでにした。そうした場合、この多穫の五十石は即ち乙の所有権となり税田と田う。甲原有の田は称して苗田と為し、その糧税は苗田を有する者に歸して之を納めしめる。

「多穫の五十石」とは言うまでもなく、年々生まれる五十石の収益を得る権利のことであり、文脈から考えると、具体的には一般の佃戸より五十石収益の多い佃戸耕作を営なむ権利と考えうる。

結局いずれの事例においても結果として存在する事態は、田面田底関係と言う他なく、しかもそれは直接間接に開墾肥培の事実に結びつけられて理解されている。史料の性格上、皆言わば一種の「結果論」を語るにすぎず、具体的な経緯、論理は明示的でないが、結果から考えれば、一種の佃戸耕作の正当性の原始取得に近い連関がそこで想定されていてと推察するより他はない。そして確かに次の様な連関は事態の中に読みとれる。即ち開墾の場合リアルに見るなら最初にあつたのは荒無地にすぎず、そこでは他地の如く自明に佃戸耕作という生業が成り立つものではなく、その意味では召承佃ありと雖もそれによって当然に生計の基礎を提供された訳でもない。事の実質に即すれば、佃戸が開墾して初めて佃戸耕作という生業がその土地上に出現したのであり、更に言えばそれを待つて初めて田主の土地からの収益も現実化したのである。そう考えれば現に當なまれる佃戸耕作という經營収益のあり方は、開墾がゼロから作りあげたものと言えないこともない。肥培の事例についても、五十石の肥培分に関して同様の理屈は作り得よう。現に土地上で當なまれる収益行為=収益対象の構成は何によつて出現したか、という視点で見るならば、開墾肥培は確かにその発生の端緒に位置することになる。

そして、このように問題を、土地の帰属中心ではなく、労力投下とそれで作られた新たな經營収益単位(「業」と

の連関で整理してゆこうという見方は、当時一般の社会の中に無いものではなかった。例えば、清律の註釈書『読例存疑』が、刑律賊盜中、盜田野穀麦条の条例十四に対し「与えた按語の中に興味深い論理が見うけられる。条例十四は、工力を費用して池塘^{なみけ}を挑築した時、他人がその用水を勝手に自分の田の灌漑に用いてしまった時の刑罰を定め、池塘挑築者の権利を保護する規定だが、そこではその池塘挑築の場所が己業内であった時のみその保護を与え、それが公共地内であった場合についてはその水の無断利用をした人間を罰さないと規定する。『読例存疑』（黄静嘉校編本二七一一二）はそのことを批判して、

謹んで案するに、各自工力を費用し池塘を挑築し水を蓄える、そうしたことは、自ら己業と否とを区別しないものである。重きは「費用工力」という点にあり、重きは「蓄水備灌」という点にある。故にこそ他人が擅に放水するを准さないのである。（そう考えてこそ初めて）律内の「山野の柴草木石を、工力を用いて砍伐し積聚しておいたものを擅取せし者は、亦、竊盜に准ず」という意と相符する。蓋し蓄水の地が己業に非ずと雖ども、力を用いて池塘を挑築すれば、則ち抛して己有と為すべく、それはちょうど柴草木石が本もと己物でないのに既に砍伐積聚すれば、亦他人の擅取をゆるし放任することはできないと同じことである。

と一般論を述べ、統いて己業内と否とで分ける条例十四（の改訂例）を批判し、次の様に述べる。

官荒沙州の如きは、亦己業に非ざれど、如し工力を費用し開墾成熟させれば、例として陞科し管業することを得る。豈に亦これを「己業でない」と謂うことができるだらうか「己業でない土地でも、開墾すれば彼の管業となるではないか」。

無主地無主物に関するこうした議論と、既に田主の居る土地で為される佃戸開墾との区別は明らかであるが、論理

の共通性は十分に窺えよう。そしてこうした論理を、佃戸開墾とその結果宮なまれる佃戸耕作との間に援用してゆく時、佃戸開墾という事実は、開墾佃戸に独自の正当性を与えるものと理解されることになる。

佃戸開墾という事実は、民間慣行ではこのように、一方では投下開墾工本の償還をめぐる事態として処理され、他方では佃戸独自の正当性の発生原因として位置づけられる。当然それぞれの理解、それぞれの処理方法が当該地域で定着してあれば、開墾当初からそれに見合った法的処理がなされよう。例えば制度化の進んだ例として、『民商事』三四四頁。

〔江蘇省宝山県〕江海沿岸の積汙成池を名づけて沙田という。人民は規則に照して価を繳めて管業する。繳価の時、地尙を低窪にして耕作すること能わず。如し業主が圍岸築圩、挑併成阜〔要是いすれも沙田耕地化の作業〕した場合には、召佃耕種の際、佃戸はまず頂首若干（每畝四五元から八九元前後）を業主に繳め、秋収時には、業主と佃戸で成熟の穀を四六で分収する。俗に称して分穀田と謂う。若し業主繳価の地を、佃戸が圍岸築圩、挑併成阜した場合には、なおまた、若干錢（每畝一二元前後）を業主に繳め、業主から佃戸に草拠一紙を出与し、名づけて副度拠といふ。秋収の時、業主は佃戸より每畝僅かに租錢六七百文から八九百文前後を收めるのみ。俗に称して額租田と謂う。この副度拠は売買することができる。……

史料上からは、この「副度拠」が活なか絶なか不明だが、活だとすれば、ここにある関係は前節に見た高額押租をめぐる「佈字」の事例と変りなく、分穀田の方は一般の押租田と考えらる。そしてここまでくれば、開墾により本源的に副度拠を持つ佃戸耕作の権利が発生するのか、副度拠を得る為に佃戸は開墾工本と「錢若干」とを支払うのかを区別することに意味はなく、開墾工本投下は副度拠の代価の支払い方法、佃戸開墾は田主が副度拠を立給する

動機とすら考えうことになる。そして開墾佃戸が田面を取得するという状態が一般化している所で、なお田主が佃戸に開墾させるとしたら、それは最初から荒蕪地の永頂与という形を取るだろう。⁽⁸⁾

しかし反面、このように二つの意味づけ方がある以上は、事態が簡単に一方に定着するとも考えにくく、また一見工本償還の論理が定着しているかの史料記述をめぐっても、その背後には、佃戸側は自分は開墾者ゆえ出てゆかないと主張するのに対し、田主は原費工本を償還すればそうした言い分は消滅すると應ずる、という対立や、それをみこして、佃戸側も当初から工本償還請求の形で要求をし、ただ実質的にはその名の下、田面価相当の金額を要求するという戦術的対応も含まれていただろう。欠租奪佃の局面ではいずれ欠租分と相殺すべき額の問題に帰着する以上、佃戸としてはどうらの形で主張を組み立てても現実的利益に大差はない。原費工本額算定の現実的困難を背景にこうした灰色の領域は存在せざるをえず、いわばその両極に、純粹の田面主張と、純粹の工本償還関係が存在する。

そして一定の慣行ある場合においても困難は、当初田主が如何なる意味づけで佃戸に開墾させようと、結局その正確な（或いは現実的な）意味づけは、具体的に田主が奪佃に着手し佃戸の抵抗にあった所で改めて問い合わせざるを得ないという点にある。当初開墾工本をめぐる関係だと了解していくも、いざ奪佃時に佃戸がそれで現実的に納得するとは限らない。とりわけ佃戸間での交代関係の介在は、二つの主張の説得力の比重すら変えてゆく。そこで次に佃戸間での展開の持つ作用について、項を改めてより一般的な形で考えてみるとしよう。

1 藤井C(四一三二頁以下に、その原文及び全訳がある。参考にさせていただいた。

2 また田面価或いは工本額がたまたまここでは欠租三年分に相当していた等と考へる必要も必然性もない。逆に言へば、ここで欠租三年後田主が現実的に奪佃をかけた時、佃戸が素直にそれに応じて退佃したか否かは別問題として残る。

3 田主自耕時の土地中分も、田主佃戸間での収穫物の分取慣行との連想で、両者の収益維持がはかられているのだと考えれば理解しやすい。

4 『民商事』四六二頁、浙江省金華県。太平天国後、浙江巡撫左文襄の行なった開墾促進策の中に、「佃戸除欠租一年以上、許業主撤佃外、可以永遠耕種」の規定がある。ただここでも、そうした初発の規定がどこまで維持されたかは別問題である。

5 『西江視察紀事』卷一、詳議、「平錢價禁祠本嚴耕種條議」。

6 ただ田面についてと同様、ここでも工本と欠租額との相殺が、始めから当然自明のこととして行なわれていたと考える必要もない。例えは右の『西江視察紀事』では、「刁奸な佃戸は業主が「工本償還能力なく」起耕「奪佃」しえぬ事を恃んで、遂に通租して清せず、歴年積累し動もすれば数百石に盈ちる。田主之を催するも応ぜず、之を起するも能わらず、鳴官究追せざるを得ず。而して地方官も又業主は富み佃戸は貧しいということを以て部分的追徴で事を済ますを免れず、之を究するも、応得の租十に一二無し」という現状に対する対策として、「將所欠租谷、照時折価、抵作工本」という処理方法が提案されている。

7 そしてこの局面に関する限り、我々は草野氏の説明に基本的に賛同せざるを得ない。我々の疑点は、こうした展開は佃戸開墾という事実に必然的に対応するのではなく、単にその一つの意味づけ方に対応するにすぎないという点にある。後述の通り、当代において開墾事実の意味づけ方はこの他にも有つたのであり、また次項に見る通り、意味づけは事後的に変ることすらあつた。

8 『民商事』四三八頁以下、江西省寧都県習慣。

所謂永頂なる者は、多く塘園の類に属す。即ち立約の初め、出頂人はその永久収税の利益を保つを欲し、承頂人はその永久使用の業権を保つを欲し、双方合意して永頂契約を訂立する。此の項の契約は塘園多く田畠少なし。塘園は未墾以前は多く荒地に属するに因る。出頂人は一片の荒土を承頂人に交し、為めに資力を用いて塘園を墾成させる。費用は較大なり。之に

因り、承頂人はこの永久の権利を享受することを得、出頂人は僅に永久収税のみなし、なべて回贖の権無し。
ここでも開墾熟成が承頂者の権利の原因なのか、それとも田主が永頂をする動機なのか区別しても意味はない。

3 佃戸間での展開

ある土地の佃戸耕作經營が、他地のそれに比して佃戸にとって相対的に有利な経済的実質を持つことがある。例え
ば、同等地に比して租額が低い、租額の割に土地生産力が高い、いずれも佃戸にとっては高収益を帰結する。勿論一
般的にはそうした差等は、承佃時に市場的な関係を通じて平準化され、また「押重租輕」の慣行に典型的な様に、差
等ある場合もそれは押租額頂価額の多寡を通じて決済される。しかしとは言つても時には偶然的に存在する差等が、
田主の無関心、定額収租への関心の收斂に対応して残存してゆくこともあるし、また承佃後の事情の変化によつても
それは生じうる。例えれば佃戸が承佃後開墾肥培を通じて土地の生産力を高めれば、負担すべき租額に比して佃戸の収
益は多くなり、その利益は當面その佃戸に享有される。またそうした佃戸の營為なくとも、承佃後佃田需給逼迫に対
応して他地の租額が上昇すれば、やはり当該佃戸耕作は相対的に有利なものとなり、更には次の如き承佃後行なわれ
る奇妙な「減租」の事例も同様の帰結を生む。「退耕紙」なる物權的な佃戸耕作慣行の由來を説いて、『民商事』一〇
一三頁。

〔江西省龍南県〕一に曰く、佃人減租。佃人耕田するに、毎に田主に向いて減租を請求し、租額は年々遞減す。

是に於いて曩日納租一石せし者も、甚しきは減じて四五斗に至る。田腴にして租寡く、利益知るべし。此の佃は
設し急需ある時は、此の田をば人を招いて頂耕せしむ。頂耕者は其の田の租寡くして利多きことを貪りて、願い

て少許の「脱耕草糞費」を前佃に出し、前佃はかくて一「退耕紙」を新佃に立てる。田主は実に未だ之を知らず。新佃が招人頂耕するに迨りては、費を索すること前の如し。此れ退耕の縁、佃人より起くる者也。

そして右の事例がまさに示すように、そうした相対的に有利な佃戸耕作あれば、それをめぐつてそれを欲する後佃と前佃との間で金錢授受を伴なう交渉が行なわれうる。それは前佃から見れば、それまで多分に事実的に享有して、いたにすぎない利益を換価して確定的に帰属させることであり、後佃から見れば、経済的実質に見合つた対価を出して有利な佃戸耕作を引き継いで始めることがある。当然彼自身も機会あれば次佃相手に同様のことを行ないえ、展開は連鎖をなして連なり、展開の末端で問題が表面化した段階では、当該佃戸主張の背後には原佃以来の延々たる慣行的な事実がひかえることになる。

このような相対的に有利な経済的実質を持つ佃戸耕作が佃戸間で金錢的に決済されつゝ引き継がれてゆく状況は、右の様に全く事実的な所から「田主未だ之を知らず」という形で進行することもあるが、また他面、展開自体が一定の法的外被を取つたり、或いは一見田主の権利を侵害しない形で進行したりすることもある。当然こうした展開の方が一般的であり、また根も深い。両極の態様について見ておくことにしよう。

一つは、活頂与、高額押租、原費開墾工本等により当初より一定の物権的構成がなされ、その対田主で確保された地位の移転に際し、転頂価或いは押租工本の償還という外形の下、佃戸間で佃戸耕作の経済的実質に見合つた（原額以上の）金錢が授受される場合である。佃戸開墾の場合は、開墾によつて出現した佃戸耕作の経済的な価値と、投下工本実費との間にもとより原理的な連関はない以上、こうしたことは恒常に起り得、また活頂与、押租の系列でも、承佃承頂後の佃田需給の変化、地力増強により当該佃戸耕作の経済的価値が相対的に増せば、同様のことは当然

起こりうる。例えば、『民商事』一〇四四頁。

〔浙江省平陽県〕佃田の私頂とは、即ち佃戸が業主の田畠を他人に転交して承種せしむる謂である。蓋しその転取の札価「頂価」は、往々業主に交付した札価よりも多く、此れ乃ち佃戸が巧みに利を牟く弊である。或いは札期已に満ち、業主が価を備えて向贖すると、承種者は原佃「に支払った」札価が未だ請「清か」せざるに因りて霸田自種し、或いは田已に他姓に出卖し、買主が該田を收回自種せんと欲せば、佃戸私頂に因り「現佃戸の要求する」札価と、「売主が原佃から受け取ったと声明する」原札との間に、常に多少の食い違いがある。

当初より物権的構成あれば、原定の租佃条件が終始維持される以上、承佃後の変化は全て転頂価に反映しやすく、また転頂するや否やすら前佃が決めうる以上、転頂希望者間の競争を通じて転頂価が高騰することも避け難い。当然こうしたトラブルは十分事前に予想がつく以上、原価以上の転頂価授受禁止の規制が当初よりなざれる事例もあるが、⁽¹⁾こうした経済的実質がある以上、支払おうという後佃がある限り、規制の実効は期し難い。

しかし勿論、前佃に原価以上の金錢を支払つたからと言つて、そのこと自身ですぐさま事態に変化が起ころる訳ではない。全ての当事者に当初の記憶が新たな内に問題が表面化すれば、後佃とて田主の原価回贖の原則論には抗し難く、それゆえ前佃に支払つた金錢を田主から回収するには又別個の議論を必要としよう(後述)。しかし田主にとつての困難は、こうした展開がしばしば延々と連鎖をなして続きうる所から生まれる。例えば前節に見た「佈字」の事例の如きは、佃戸が欠租しない限り、田主交代にもかかわらず原定条件で佃戸耕作は維持継続され、その間に転頂は原理的には何時までも、また何回でもなされうる。転頂価が一旦原頂価から離れ始めれば、展開末尾にいる佃戸にとつては、彼が転頂をうけた前佃自体が既に前々佃に原価を超える金錢を支払つていたのであり、又彼自身次佃に転頂す

る時にも相応の金額が取れるという見込みのもと出錢しているという状況が生まれる。突如田主に原価奪佃と言われても困惑する他なく、またその段階では原佃以来の佃戸間での展開を背景に独自の主張をなしえぬ訳でもない。そこでは、それまで転頂の外形の下、徐々に進行していた、原価の限りで田主に対抗しうる地位という田主の側のなす意味づけと、当該佃戸耕作の経済的実勢に従つて前佃に金錢を支払い取得した地位という佃戸側のなす意味づけとのギャップが一挙に表面化し、紛争は深刻なものとなる。

そしてまた、佃戸間での慣行的な金錢授受の仕方としては、もう一つ、次の様な田主の行なう換佃に事實上ともなう前佃後佃間の土地明け渡しに対応する「立退料」とでも称すべき様式も存在した。『民商事』三六〇頁。

〔江蘇省〕査するに奉賢県で、農民が田地を承種する場合、自田租田を問わず、如し契約或いは事故に因り換人耕種する時には、新承種人は須らく毎畝につき洋銀若干元を出し旧承種人に与えなければならない。それを名づけて「脱脚費」と曰う。その価は毎畝二元、或いは四元、六元とまちまちであり、大体田畝の肥瘠貴賤を視て区別をなす。

「換人耕種」のイニシアティブは田主にあり、ただそれに對応して事後的に、新たに召佃した新承種人から前佃に對し須らく「肥瘠貴賤」に応じた「脱脚費」が支払われる。順調に支払われ続ける限り、それ自体田主換佃の障害になるものではなく、佃戸間の事實上の問題として田主が放置する中、それは慣行として定着する。

当然展開の端緒は様々な所に求め得よう。例えば広東省翁源県及び英德県の一部で見られる承佃時新佃が旧佃に対し「糞水錢」を支払う慣行の由来について、史料は次の二つの来源を並列的に記している。『中國農村經濟資料統編』五五五頁。

一つは、原来瘦瘠な田で収穫が悪かった所に、佃戸が工本を惜まず肥料を重加し灌漑を実施し以後収穫を増加した場合である。そこで佃権を交替する時に、その工本を費消した佃戸は代価の收回を「新佃に」要求する。それゆえこの代価を「糞水錢」と俗称する。二つは、原来非常に肥沃な土地で佃戸の毎年得る収穫が普通の収穫にしてやや多い場合である。そこで佃戸は佃権を放棄する時に、更に幾ばくかの利益を要求して「新佃を」強請る。地主はそれに対し当初は当然反対する。しかし下手の佃戸がもし要求通りに支払おうとしなければ、上手戸は作物上或いは水利上に手ひどく横行報復をしかねない。下手佃戸としても急ぎそその田畠を承佃したいので必然的にこの糞水錢を支払うことになり、地主も次第にこの種の辦法に慣れてしまう。

前者は、換佃時に投下工本の償還が次佃に要求された場合として理解しうる。問題は後者の場合である。前佃は單に偶然的に収穫の有利な佃戸耕作を嘗なむにすぎない。しかし事実としてそれまで享受してきた利益を考えると只では立ち去り難く、新佃に對して一種の補償金を要求する。当然何らの法的権限あつてのことではない以上、当初は「横行報復」の可能性をちらつかせるより他にない。しかし後佃の側にその地を承佃したい事情あれば⁽²⁾、それでも金錢は支払われ、しかも一旦支払われれば工本投下の事例と並んで慣行化する。田主としても、要求が自分に向けられたものではない以上、反対しつつも放置する。かくして当初事実的偶然的にあつたにすぎぬ利点も、慣行的な金錢授受の対象となり、逆に言えばそのことにより法的な世界に参入する。

また反対に、新承佃希望者の側からなされる次の様な動きも同じく端緒となりえよう。『民商事』六〇八頁。

〔湖南省〕漢寿県の鄉間の慣例では、常々次の様なことがある。甲が田百畝を買^{おき}向より乙が承佃耕種し長年を経たあと突然第三者丙があらわれ該田を承佃しようとする。ところが乙も退佃に甘じない。その時、丙は須らく

乙に錢若干串を搗補しなければならない。此の費は永遠に返還されず、故に「沉潭費」と名づく。搗補の多寡は、田地の肥瘠を視て標準となす。

前佃の側に奪佃（換佃）されなければならない事情はない。しかし、かと言つて後佃に対し金錢的 requirement をなしうる程の法的な権限が有る訳でもない。しかしここでも強硬に換佃を行なえば一悶着ある事は避け難い。かくして一種の補償金、立退料として該地を承佃したい後佃から前佃に「田地の肥瘠」に応じた金錢が支払われる。勿論、法的にあるのはここでも終始田主の行なう換佃であり、後佃とてその金錢授受により田主に対し主張しうる様な特異な地位を得る訳ではない。当面問題は佃戸間に止まる。しかし一たびそうして前佃に金錢を支払えば、当然自らの換佃時に次佃に対しても同様のことを期待しないはずもなく、また当該田地の承佃が次佃にとつても金錢支出に値する実質を持つ場合には、展開は連鎖をなすであろう。逆に言えば、経済的な有利さという一般的な事情ある場合にのみ、こうした個別的事実的な佃戸間での金錢授受は連鎖をなして続き、またそのことにより慣行化する。

このように田主換佃に対応する立退料の授受は様々な所から始まり得、しかも後佃が順次前佃に立退料を支払い続ける限り（或いはそれを前佃に支払つても該地の承佃をしたいという希望者が現われ続ける限り）田主換佃と矛盾せず、展開は連鎖をなして進行する。それゆえこの展開においては破綻はしばしば次の様な所から次の様な形で訪れる。乾隆四年八月初六日、兩江總督那蘇団が江南事情を視察して書き送った奏文の一節。⁽³⁾

又、江南の陋習では、佃戸が佃田する場合に上手佃戸に「頂首錢」なる名色の金錢を送る。故に業主が佃戸を更换しようとする場合には、彼は必ずしも他佃の頂首錢を索取し、如し欲を遂げざれば、即ち霸佔して耕種を容れず、毎に此に因りて訴告を致す。

慣行の出自は必ずしも明確とは言い難いが、田主が換佃のイニシアティブを取ることがある以上、この「頂首錢」は転頂価ではなく、そして新佃が支払いを拒否することがある以上、押租或いはその転形物ではなく、また後佃から支払いを拒否された時に即座に要求が田主に向かわぬ所から考えれば、予め自明に田主に請求しうるものとして設定された工本錢でもない。法的性格に即して見れば、結局右に述べた立退料の系列に立つものと考えるのが素直であろう。この場合も、後佃が頂首錢を支払いさえすれば、田主の佃戸更換に支障は起こらない。というよりここまで支障なく後佃が前佃に支払ってきたからこそ現在「陋習」としてあるのである。しかし当然常に後佃がそれに応ずる保証はどこにもない。支払われなければ前佃としても退佃する訳にゆかず、しかもこの段階では、佃戸主張の背後には、既に彼自身前佃にそれを支払った、いやそれどころか彼に至るまでの佃戸全てがそれを支払い、かつ退佃時には「欲を遂げ」てきたという永い慣行的な事実がひかえている。彼だけが只で出てゆけるはずもない。そして当然こうした佃戸間での争いは転じて直接間に田主に波及する。頂首錢を前佃に支払おうという承佃希望者がこのまま現われなければ田主は換佃不能、現実的には前佃の奪佃不能に陥り⁽⁴⁾、また、かと言つてそこで田主自身が奪佃自耕を試みても、この段階では、前佃以来の慣行を盾に佃戸は田主に対しても同様の要求を持ち出そう。かくしてここからも、佃戸間で延々と続いてきた金錢授受の意味づけをめぐって、転頂価高騰の事例同様、田主と佃戸の間で一義に決着のつき難い深刻な争いが起ることになる。

このように当初から物権的構成のある所からも、当該佃戸耕作に（原価をこえる）経済的価値あれば、それをめぐつて前佃後佃間で独自の金錢授受がなされ出し、しかも当面田主と対立することなしに、展開は進行する。当然その価値化に対し、佃戸の開墾肥培という営為が関与する場合もあるが、反面、事実的偶然的な所からも

同様の展開は起こり得、現実的には両者からみ合つて、事態は進行し、また展開の中で両者は紛れてゆく。本節一項に引いた「頂首糞質」「退脚之説」「輶軒承耕」の各例も、史料上しかと出自を確定できないが、これらの展開の幅のいすこかに位置を占めることだけは確かであり、逆に言えば問題が表面化した時点で既に出自自体が不明である程に展開が放置されてあることが、この種の紛争を複雑なものにする。極端な事例として、例えば嘉慶『〔福建〕雲霄府志』は、「近」と『佃戸糞土の説』というものがあり、佃戸達は『上下承耕の例』に借りて踞佃、匿畝、抗税、代耕し、百弊叢生する（卷二〇、紀遺）「宿弊」について説明して、次の様に言う（卷四、土田）。

佃頭糞土銀に至りては、当時「康熙三六年の知県陳汝咸による土地改革」は其の自便を聽す。是れ亦未だ其の弊を悉せず。蓋し佃頭糞土は原より両項にかかり。佃頭は乃ち保佃の銀にして、佃戸に欠税「欠租」なくして業主召佃「別の佃戸の召佃。即ち換佃」を欲せば、宜しく之を清還すべし「即ち押租である」。糞土は乃ち免佃の銀にして、新旧相承し、多寡に定めなく、業主在りては原より知らざる有り「即ち佃戸間で勝手に授受されてゐる金錢である」。ところが、強族悍佃は租を拖欠短納し、業主が召佃「換佃」を欲すれば、則ち糞土に借りて辭と為し、別人は敢えて承耕せず「それで現実的に換佃不能になつてゐる」。此れ業主が又、隠に欺制「勢力を恃みとする制肘」を受くる者也。大抵は弊中に弊有り。是れ仁人君子在りて、時に厘剔する也。

この史料の言う「佃頭」「糞土」の説明自体既に正確なものなのか否かが不明だが（当地前代の史料の中に、承佃時田主に支払う金錢を「糞土銀」と称する事例がある⁽⁵⁾）、事態はおよそ当初は高額押租田でただ転頂時に原価以上（或いは以外）の金錢授受がなされている状態と整理しえよう。問題は時間である。これが書かれた嘉慶年間から振り返れば、康熙三六年の時点でも既に百年前のことである。慣行の端初自体は更に古い⁽⁶⁾。百年以上放置して今更問題にし

ても、簡単に解決のつこう筈もない。

そしてこうした放置の背後には、多かれ少なかれ田主の直接的な土地經營からの遊離、定額収租への関心の收斂といった事情が一般的に予想されよう。その意味で前掲「退耕紙」の事例がその由来を述べるに、「佃人減租」の場合と並べて、經理（収租人）の舞弊、管理疎忽をあげるのは興味深い。『民商事』一〇一三頁。

二に曰く。田地が公産（例えば、社倉神会祭祀等に關する產）に屬し、經理が収租で舞弊をはたらく場合である。該収租人は、私利を図る為に、毎に暗中佃人に向いて商量し、租穀若干を酌減するを允すかわりに、資を索して酬と為す。これより租少なく田多く、他人若し頂耕を欲すれば、原佃は亦必らず相当の資を索して彌補し、仍お一「工本紙」を写して新佃に与えて収執せしむ。此れ退耕の縁、収租人より起る者也。

三に曰く、管理疎忽。父兄の田、子弟は惟だ納租を知りて、田の膏腴を問わず。經理歴次更換するに由りて、田の坐落〔あり場所〕を識らず。刁佃、年久しければ因りて弊を作り、私に工本〔紙〕を造りて、無なるを有と為し、多く索金するに非ざれば、人に譲りて耕作させるを肯んぜず。此れ退耕の縁、管理疎忽より起る者也。

定額収租ある限り田主はそれ以上の関心を払わぬ事が、或いは展開の発端をなし或いは展開を促進する。そして戸欠租等により必要に迫られて目を向けた時には、既に当該戸の側に理なきにしもあらざる状態が生まれているのである。

さて、それではこうした展開の末端に立つ戸は、田主に対しどのように事由をあげどのような主張を行ないえたのだろうか。既に幾つかの事例も見たが、ここで再度整理を加えてみるとことにしてよう。大きく事態は三つに分けて考えることができるだろう。

まず第一に、こうした局面でもまた田主に向つて投下工本の償還請求なる名目の下、金錢的な要求がなされることがあつた。佃戸開墾から始まつた展開ならば、まさに前佃に支払つた金額が、原費開墾工本額そのものであるとして対田主に要求され得たし、開墾以外の場合についても、肥培工本の償還という名目はいくらでも用い得た。『予鄂皖贛四省之租佃制度』一一一頁。

〔湖北省宜昌県〕該處の佃農は、地主から租得した田地に余力がある時には、往々他佃に転租し中に立つて荘錢を徴収する。俗に『溜莊』と称す。自後この風、日に熾んにして、佃種を欲する農人は、直接田主から承攬耕種すること能わらずして、惟、他の佃農に向いて荘錢を支払い溜入する有り。是に於いて溜莊は一変して田地優劣の価格となる。地主が佃農に租給した時には、並べて未だ此の弊端に注意せず、故に當時亦押金を取得しもしたのだが、後に迨つて地主が発見した時には、原押金を数の如く退回し其の田を收回するを願つても、佃農は却つて強硬に従わず、彼らはその田地の上に曾つて相当の労力、管理及び施用肥料等を投下している、もし地主が土地を收回しようとするならば、須らく時価に依つて溜莊錢及び搬家費を出すべきである、と謂う。是に至つては、地主は已に佃農と人間関係がこわれてしまつており、これを法律に訴えても容易に解決はつかない。

佃戸間で押租以外の金錢が支払われた事例である。⁽⁷⁾ 田主に要求される金額の実体は、佃戸耕作開始に当り前佃に対し、經濟的實勢に従つて支払つた「溜莊錢」額プラスアルファ（それが恐らく現時点での當該佃戸耕作の經濟的価値に対応する）だが、要求の名目は、彼或いは彼に先行する佃戸總体が承佃後に投下した「労力、管理、施用肥料等」の補償とされる。名目と実体の乖離が甚しければ、主張は自から虚偽的印象を強めようが、しかし反面、現實的にも幾らかの工本投下、収穫増があれば、投下工本額算定の現實的困難と相俟つて、田主としても無碍に否定することは

難しい。

そしてこのような前佃に支払った金錢を事後的に肥培工本と強弁する事例は、最初から後佃相手に肥培工本收回の名目の下、実は佃戸耕作の実質的価値が要求されてゆく事例と表裏する関係に立つ。例えば、『中国農村經濟資料』四〇三頁。

〔江蘇省無錫県礼社鎮〕農民が田地を承種する時には須らく押租を納めなければならない。俗に「下脚」と称する。稻田では毎畝押租十元から三十元、押租を支払わない場合は、年に租米二斗を加利する。……桑田は均しく押租を交し、毎畝二十元から四十元である。地主には押租を増加する権利があり、加下脚と称する。佃農は押租を繳納した後、土地に対し永久使用権を有し、「田面」と称し、地主の所有権は則ち「田底」と称する。農民が特殊原因に因り耕種を願わざる時は、田面（永久使用権）を他人に転譲し、押租及び各種の投資を收回することができ、「灰肥錢」と称する。また或いは他人に転租して利租を徵収することもできる。灰肥錢の多寡は、常に供求「需給」関係の影響を受け、實際上は田面の価格を代表し、並べて原納押租及び投資の限制を受けない。

「田面」と書かれるが、文面から判断するに、少なくとも当初の段階では、前節で述べた「押重租輕」慣行を伴なう高額押租田であったと考えた方が安全だろう。前佃が後佃に求める原納押租以上の部分は一面では「各種の投資」（即ち肥培工本）の收回と捉えられるが、他面では後佃の支払う金額は、現実的には原納押租及び投資額とは関係なく「供求関係」、即ちその時点での佃戸耕作の持つ経済的な価値評価により決まってくるという。結局佃戸間では如何なる名目を使おうと、その背後に、現に享有する利益をそれ以下の金額では手離したくない前佃、得られる利益に見合う程度の金額は出してもよいと考える後佃の関係が成り立てば、その事実だけで金錢授受は行なわれてしまふ

のであり、肥培工本と言うも、開墾工本と言うも、投下実費との関連はつけ難く、また逆に、何の名目で行なった金銭授受でも、いざとなれば投下工本実費であると強弁されうることになる。

そして第一に、同じく金錢的な決着がつけられる場合でも、慣行が既に定着してあれば、工本云々を言うまでもなく、慣行が有つたというその事自体が佃戸の要求の基礎として顧慮される場合もあつただらう。具体的な判決例から引くならば、光緒三〇年前後、湖北省東湖県の知県を勤めた熊賓の『三邑治略』卷五、「訊羅永寶」⁽⁸⁾案」。

証明したところによると、陳正忠が羅永寶の田を種することは道光三十年より起り、佃字を書立し、庄錢「押租」四十串文を支払い、外に溜庄錢一百三十四串文を支払つてある。査するに溜庄は東湖の惡習である。しかし積弊は非常に深く全て革去を行なうことはできない。該佃戸が溜庄を支払つたことが先にあり、旧佃の書いた憑拠もある以上は、もしこの錢を支払わざによいと断すれば、必ずや性命の憂（人死に沙汰）あり、それは亦田主の幸いとはならないだらう。そこで本県は酌断して原日の溜庄錢一百三十四串のうち、既に支払つたという四十五串を除いた外、その上更に四十五串を田主から支払わせる。残りの四十四串については、なんじ佃戸も既に長いこと耕種をしたのだから全額を得ることはできまい、棒引きにせよ。

ここに言う溜庄錢とは、換佃時前佃に支払われ、また自明には田主に償還義務のない金錢、即ち立退料の一種と考えられる。結論自体は全く妥協の產物にすぎないが、たとえ「惡習」と雖も慣行として定着してあれば、それ自体容易に無視し得ぬ事情は理解し得よう。それが田主に対して正当に要求しうるものか否かは別として、少なくとも当該佃戸が、今の佃戸耕作を始める為に一百三十四串文支出したこと、慣行に従う限り支出せざるをえなかつたこと、そししてやつと得た生業であることは事実なのである。知県としても無視はし難い。

そして第三に、やはりここでも田面の主張、自らは当該佃戸耕作について田主によつては抹消されぬ独自の正当性を持つという主張がなされ得た。同治『〔福建〕長樂県志』卷一〇、「叢談」の一節。

「面（田底）・根（田面）が別々に売買所有されていた状況を述べた後で」更に一種あり。年遠くして租賃ければ、佃戸は輶転と耕を售り、「鋤頭根」と名づく。田主が田を売るも佃戸詭つて「根有り」と云い、反つて把持取利す。近日の争訟、多く此に由る。尤も宜しく査核すべし。

「年遠租賃」、即ち佃田需給の逼迫に対応する小作相場の高騰、それに対応する当該田地の租額の相対的低下に対応して、佃戸間で「輶転售耕」の展開が起つた事例であり、当然田主からの分与があつた訳でもなく、また開墾肥培すら関係ない。しかし展開末端にいる佃戸にとつては、前佃に当該佃戸耕作の価値に見合つた金錢を支払い、それを引き継いで行なう点で田面買得と変りなく、輶転售耕の間に「鋤頭根」なる名目を帶びれば、それも「根」の一種と考えるのも無理はない。ここでは佃戸は、田主に対しても対抗しうる様な個々の要因をあげることによってではなく、最初から前佃からの「鋤頭根」買得という来歴弁証的な形をとつて自らの正当性を基礎づける。⁽⁹⁾ 当然由來をたどれば怪しげなること明白でも、例えば展開途上で田主側に交代あり、その新田主が収租のみを目的とし旧佃の統耕を許すが如き事情が數次からめば（佈字）の如き事例ではそもそも制度としてそんならざるを得ない）、来歴弁証の程度において主佃双方に大差なく、主張が通れば事態はいつの間にか田面田底関係に紛れ込もう。当代土地法が基本的に現經營の来歴的基礎づけという形をとる以上、そうした展開は避け難く現われる。

そして展開の端緒に佃戸開墾や明確な肥培行為があれば、当然ここでもそれは論拠として援用され得よう。初発の佃戸が開墾肥培により得た地位を自らは引き継いでいる。そしてこの段階で援用される時、その同じ事実は、開墾肥

培当初に当の佃戸が田主に対して主張する場合に比して遙かに田面の主張に結びつけられやすく、またその主張も説得力を持ちやすい。何よりもその主張をする佃戸の前には、開墾肥培佃戸以来、一定の経済的価値を持ち、又その価値に従つて引き継がれてきた佃戸耕作という実績、その中で作られてきた田主収租、佃戸耕作の歴史的並存という枠組があるのである。そしてその端緒に開墾肥培の事実が置かれれば、田面の原始取得論の方が通りがよい。

勿論、その中には展開端緒では一応主佃双方が工本償還の論理で了解をしていた、佃戸間での交代もその工本額の限りで対抗しうる地位の移転にすぎないという形で出発したものも含まれよう。しかし結局問題は、現実的な紛争時にいずれの主張が説得力を持つかという形で決まるしかない。紛争時に田面の主張の方が説得力を持てば、それまでの事である。開墾という同一事実が、展開の段階でいう両義性を一文の中で統一的に説明しようとした苦心の文章として次の史料は解釈されよう。『民商事』三四五頁。

〔江蘇省〕海門県の田制には、底と面との分がある。底が「苗」であり、面が「過投」である。苗と過投が一人に所有されば、それを底面地と謂う。……それは次の様な形で始まる。佃戸は田畠を墾種する場合、必らず先に金錢若干を預納しなければならない。これを頂首と謂う。墾種成熟能業多年に至つたのち一旦退種しようとう時、業主に頂首を付還する力がないときは、佃戸はこの田の佃種権をば人に転売する。これを田面と謂う。即ち過投である。積日既に久しく、乃ち習慣と成る。既し、新地が原始から一人の報繳承領墾熟たる場合には、「その人間が底面を併有し」亦田面をば割売することができる。……

説明に必ずしも納得のゆかない点もあるが、当初あつた事態は、基本的に前項に述べたと同じ、佃戸が頂首を払い承佃開墾し、その後退佃時に田主に工本償還の力がない時に、金錢を取つて第三者にその地位を引き継ぐ関係と見て

とれよう。⁽¹¹⁾しかしここでは、前項の如く単純に後佃の工本償還請求権という形では進まず、むしろその「転売」を境に事態は田面田底慣行の枠組で整理されるに至る。細かな事情は不明だが、勿論最初の「転売」で事態がそう激しく転折したとも考え難く、むしろこれは、開墾当初与えられた意味づけと、展開末端で持つに至った意味づけとの二つを一文の中に書き込む時の接点がそこに求められたと考えた方が素直であろう。

そしてそう考える時、我々は、開墾で田面が形成されるという史料がしばしば挿む「相沿相習して」「積習相沿して」という表現の背後にある事情⁽¹²⁾、そして当該田面の形成原因として佃戸開墾に回顧的に言及する史料の多さに比べて、佃戸開墾の「現場」を扱った史料の大部分が投下工本償還の論理を示している理由も自から理解しうるだろう。佃戸開墾の時点で問題が処理されれば、工本償還の論理の方が一般に説得力を持ちやすい。それを田面に結びつける議論が説得力をを持つのは（それゆえ結果として田面が出現するのは）展開末端でそれが行なわれた場合に多い。しかし反面、そこで田面だと言うことになれば、全ては来歴の連鎖でつながっているのである。前佃よりの田面買得と辿ってゆけば、当然開墾佃戸も田面主であり、田面は開墾により出現したのだという理解が生まれ、またその記述も生まれることにも無理はない。

このように、佃戸間で事実として進む展開は、或いはそれ自体が佃戸主張の論拠として援用され、或いは佃戸主張の特殊な背景をなし、その極に多くの田面を生み出してゆくことになる。

1 「民商事」六六六頁。陝西省藍屋県「頂地不得增加原価」。

2 即ち後佃の側にも最終的には、そうした面倒な前佃のいすわる土地の承佃は諦めるという選択肢は存在する。それでも金錢が支払われる背景には当然後佃の側の動機がある。それは、例えば該地が住居に近いとか、時期が悪く他地の手当てがつかない

い、といった個別的なものであらうが、展開が連鎖をなして一般的な形で起つてゐるという点から見れば、やはり佃戸収益の高い肥沃な土地を承佃したい、その為になら相応の金錢を出す、という動機を見た方が常識的であらう。

3 『康雍乾時期城鄉人民反抗斗争資料』一一页。

4 一般に、前佃の後佃に対する要求、という展開が先行する場合、紛争はしばしばこうした形をとる。そしてそれは、次掲『雲霧序志』の場合の様に、佃戸が「別人不敢承耕」、田主の実質的換佃不能を恃んで居するという帰結を生むこともあるし、又『江南徵租原案』「計開詳定規條」(『江蘇山陽收租全案』付載)にみられる「明退暗霸」の様に、一応は奪佃を行なうが、旧佃が新佃に妨害を加えるので「勢い将に人の接種するなく」その土地 자체が「往々竟に自から荒廢する」という結果を生むこともある。いずれにしても、問題はまず後佃との間で起こり、次いで田主に波及する。

5 例え、康熙『漳浦縣志』卷七、賦役、「佃戸又以田主得受糞土銀、私相授受」。雲霧序は、嘉慶五年に漳浦縣から分れた。

6 漳浦縣を含む漳州府全体の慣行について崇禎『漳州府志』卷十一、田賦考には次の記述がある。

按するに佃戸は出力して代耕すること、傭雇して値を取るが如し。豈に称して田主と為すを得んや。その縁は、得田の家、目前の小利を見て、糞土銀若干を得受して、名づけて佃頭銀と曰う。田は佃手に入り、その狡黠なる者、逋租負税するも誰何す可く莫し。業の転移を経るも、佃は仍お虎躍す。故に久佃は業主と成るの譜有り。

ちなみにここでは、糞土銀と佃頭銀は同一物の異称と説明されている。漳州府界全体の慣行の展開の実態については、当然別途詳しい整理が必要である。

7 『民商事』一一四九頁にも湖北省宜昌縣の「溜莊」についての説明がある。それによれば、溜莊錢は端緒的には、立退料や転頂価といふより、押租を支払い承佃した佃戸が又小作に出した時に取る金錢として出発した事情が窺われる。そうした原佃戸が租佃関係から離脱してゆく展開をとる時、そこに溜莊錢を授受しての佃戸交代という、転頂同様の形が生まれることになる。本文に見える「転租」「溜入」という表現は、そうした事情に対応するのであらう。

8 この史料の存在は、滋賀秀三氏の示教によつた。

9 当然こうした主張の背後には、それに先行して前佃以来該地の佃戸耕作という生業が、金銭を授受して獲得委譲されるものとして有つたという実態がある。その意味で先に見た立退料等の事例まで含めてこの種の展開は、単なる生業にすぎぬものが次第に営業的な実体を持ち、最後に田主同様の「管業」の法的外被を獲得し定着してゆく過程と見ることができる。

10 即ち承佃時に支払う頂首と、一旦退種の時に問題となる頂首が同一物同一額とは考えにくい。實際は後者は初発の頂首価と、佃戸投下工本を合わせた額であったと思われる。或いは高額押租田からの展開と記述がまざり合っているのかもしれない。

11 同様の経緯を伝えるものとして『民商事』四二六頁、江西省寧都県。「又、管皮なる者、往々墾田の時、墾せる工本有り、或いは田主に給付するに相当の価額（即ち佃価）を以つてすれば、その退佃の時に及び、必ず須らく田主は工本或いは佃価を返すべき、否されば則ち須らく、その他人に転退し、相当の価額を取償するを許すべし。乃ち積習相沿し、管皮なる者、竟に永佃権を誤認して所有権と為し、自由に頂退し、卒に田主をして過問する由無からしむ」。

12 こうした語を手がかりに、開墾肥培等の後、即座に田面は出来ないが、相沿相習の後、田面が出現する事例が多い、という点を最初に明示的に問題とした功績は藤井氏に帰せられよう。藤井A五三頁、及びC(3)以下参照。ただ氏がそれを「時効取得」と呼ぶ点は問題が残るだろう。「一典千年活」（承典者はいかに長く承典していても承典者にすぎない。田主は千年たつても回贖をなしうる）に代表される様に、伝統中国土地法の中には時間の経過自体が権利を生むという発想は存在しない。勿論事実として田主が回贖をはたせず、承典者が田主同様の地位に立つてしまふ事も起りうるが、それとて時効の問題というより、来歴立証の現実的困難、その結果としての紛争時における該地管業の正当性主張の相対的な劣位という事実に対応する。そしてこの田面の場合においても、展開の原因は時間ではなく、田面存否の問題が結局は紛争時点での現經營の正当性主張の当否判定で決まってくるという伝統中国土地法の構成に対応する。

おわりに

以上我々は、田面田底慣行の伝統中国土地法全体に占める論理的な位置づけを求めて、そこに見られる佃戸耕作のあり方の特殊性に注目しながら、類型的な分析を続けてきた。最後に簡単に論旨を要約し、併せて本論に述べたことと田面田底慣行の形成という問題との関係について一応の整理をしておくことにしよう。

我々は第一節でまず、田面主田底主なる構成が如何なる事態に対応するのかを問い合わせ、それが佃戸耕作という収益方法をめぐつても形成されるに至った「管業」の構造に対応することを見た。そこでは佃戸耕作は田主取租者と無関係な独自の正当性を持つて當なまれ、その正当性は前佃から次佃に付与される。そこで我々は次に第二節第三節の二節を費して、こうした佃戸耕作をめぐる佃戸独自の正当性はどこから調達されるのかという関心の下、田主がその種の正当性を付与する場合、佃戸が事後的に独自の正当性を主張する場合について考察した。田主が物權的正当性を付与する形には活絶両様の区別があり、またそれ自体、土地売買や押租を授受しての召承佃関係と連絡を持ち、そしていずれの外形をとるにせよ、絶の形で正当性が与えられる時、そこに田面田底関係が出現した。佃戸が承佃後、基本的には田主奪佃時に、独自の事由により自らの佃戸耕作を基礎づける形も、様々な仕方で存在し、田主が抹消しえぬ形の基礎づけが受容され定着すれば、そこからも田面田底関係が結果として出現した。ここから振り返れば、安定した形で田面の売買所有が語られる状態とは、むしろこうした佃戸耕作の物權的基礎づけの様々な形態の中にはあって、その基礎づけが個別田主佃戸の関係を離れて留保なく成り立っている状態、その結果正当性の問題が自明に前佃からの

來歴的な正当性付与一本に収斂していった状態として位置づけることができよう。

田面田底慣行、或いは広く佃戸耕作が物権的正当性を持つ事態は、右の様な形で当代土地法慣行全体の中に位置を占めている。個々の田面田底関係の形成過程という問題も、基本的には、佃戸耕作、田主租佃經營、それぞれがそうした正当性を獲得する過程の解明として理解しうる。ただ勿論本稿で行なったことは、一種の類型的位置づけの確認にとどまり、具体的にその正当性が獲得される仕方の網羅的検討とは異なっている。歴史的には本稿で述べてこなかつた形態（例えば原田主が田面主の位置に立つ形）も存在し、それらをめぐって幾つかの応用問題も残存する。そうした個々の形成過程について個別具体的に解明してゆく作業は、今後に残されている。

ただ以上の類型的検討からでも、田面形成論一般にまつわる幾つかの論理的難点について簡単な見通しを立てる事はできるだろう。

即ちまず第一に指摘されるべきは、例えは開墾により田面は形成される、或いは佃戸開墾は田面形成（取得）の原因である、という形で一般的な立論をする事には余り意味がない、という点である。とりわけ自生的形成の場合については、何らかの「原因」と田面田底関係の出現という「結果」が一対一対応している訳ではない。佃戸開墾によつても田面田底関係のできない場合もあるし、反対に田主による減租の如き所から田面田底関係が出現する場合もある。その意味で、田面形成の諸原因という形で様々な場合を列挙することには、当然記述的な整理という意味はあっても、それ以上の意味づけを与えるべきはより混乱のもとなる。

そして第二に、それと表裏する事だが、そうした諸原因を並べて、その中でいづれがより「根源的な」形態を示しているかを一般的な形で問うことにも、少なくとも論理的な意味は余りない。即ち從来田面田底慣行の形成が論じられて

れる時、とかく田面田底慣行が定着していれば、或いは田面というものが既にそこにあれば、田主が田面分売をしたり、佃戸がそれを取得したりすることも起り得ようが、それではそうした初発の田面田底慣行自体はどこから起つたのか、という形で問題が立てられやすく、そしてそれが、「根源的」な形成原因という発想を誘つてきた。しかしこうした田面田底慣行と個々の田面形成との関係づけ方に一つの論理的な盲点が存在する。

即ち問題を逆にしてみたらどうなるだろうか。田面田底慣行が当該地域に安定して存在すれば、人々は簡単に田面主になれるのか。或いは非田面田は簡単に田面田に移行するのか。田主一般が予め田面田底併有者と考えられる所では、田面分売により簡単に田面田底関係は作り出せる、という答え方もあるであろう。しかし他面、そこでも田主が田面分売をしない限りは、即ち田主が佃戸耕作に物権的正当性を与える形で租佃関係設定を選ばぬ限りは、田面田底関係は生まれないという側面もあるのである。そして反対に田面田底慣行の先行せぬ所では、田主はそうした法的操作をとりえないかと言えど否である。「頂与」という概念がなくとも、従前の土地典賣になぞらえた手法で、そうした目的を達しうる。差異はそれを「田面処分の名で呼ぶか否か、或いはそうした操作のポピュラリティー」の問題にすぎない。田面田底慣行の先在が田主の田面売与を生むのではなく、田主が租佃関係を物権的に編成していくことが、物権的正当性を持つ佃戸耕作の諸形式を生むのである。佃戸側が独自に正当性主張をする場合について、は、両者の差異は更に縮まるだろう。田面田底慣行が先在しようがすまいが、突如奪佃の拒否に出会つた田主の困惑に変りはない。当然田面田底が先在すれば、それに倣つた佃戸主張がなされやすい事も事実だが、しかしそれが当然に受容される訳でもなく、又同じ主張は田面田底慣行がなくともなされうる。田面慣行ある所で田面の自生的形成がなされやすいとしても、その原因は慣行先在自体にではなく、慣行を先在せしめた共通の状況の中にこそ求められる

べきことである。

このように田面形成自体は、どこからでも起り得、慣行の在不在は決定因とはなりえない。その意味で根源的な形成原因を問うことには、論理的な意味は殆んどない（勿論、歴史事実として、或る地域、又は中国全土でどの形態が最初に現われたかを論ずることにはそれとして固有の意味がある。しかしこれは当然、広汎な史料探索によってしか決着はつかない）。田面田底慣行の歴史的形成に対する一般的な対応物を求めるとしたら、それは個々の形成原因、形成方法の中ではなく、佃戸耕作の自立経営化或いは価値化という事態の中に求める方が生産的であろう。そうした事態に対する主佃双方の様々な対応の中で、或いは租佃関係設定解消をめぐる物権的な手法が開発され、或いは佃戸独自の正当性主張がなされ、その一極として田面田底の関係が出現する。田面田底慣行の成立と普及ということは、こうした個別的な形成の集積、それを通じての物権的正当性を持つ佃戸耕作の定着として存在し、また何よりも田面田底の売買所有という日常的な表象自体が、実は個々の田主佃戸が行なう絶えざる現経営の基礎づけの主張と容認の安定の中に存在するのである。